



総務省

Ministry of Internal Affairs
and Communications

マイナンバーカードを活用した オンライン取引等の可能性について



マイナちゃん

令和2年4月
総務省自治行政局住民制度課



マイキーくん

マイナンバー制度は、

行政を効率化し、国民の利便性を高め、

公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

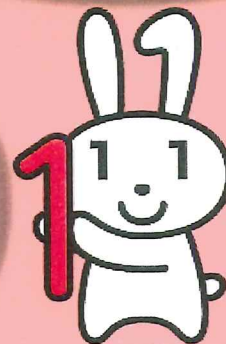
公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うことができます。

行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。

複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されます。



国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減されます。

行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ったりできます。

マイナンバー制度の意義について

マイナンバー制度は、複数の機関に存在する特定の個人の情報が同一人の情報であることを確認するための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための基盤（インフラ）である。

I

納税者番号 (納税改革)

- ・ 税務当局が取得する所得や納税の情報をマイナンバーで名寄せし、課税逃れを防止。

社会保障番号 (給付改革)

- ・ マイナンバーを活用し、年金・福祉・医療等の社会保障給付について、真に支援を必要としている者に対し迅速かつ適切に提供。

公平公正な
負担と給付

II

情報連携 (バックオフィス改革)

(平成29年7月～
試行運用開始)

- ・ 国の行政機関や地方公共団体がそれぞれで管理している様々な同一人の情報をオンラインで紐付けし、相互に活用。
 - ・ 行政手続を行う際の添付書類の削減(ペーパーレス)、複数行政機関にわたる手続きのワンストップ化を実現。
- (例)
- 介護保険の保険料の減免申請で住民票の写し、課税証明書等の添付を省略
 - 里親の認定の申請で住民票の写し、課税証明書の添付を省略

より効率的な
住民サービス

III

マイナポータル

政府が運営するオンラインサービス。国民一人一人に用意されたポータルサイトで、行政機関への各種申請や行政機関からのお知らせ(プッシュ型)サービスが可能。(平成29年7月～試行運用開始)

マイナンバー制度の概要

※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。いわゆる「マイナンバー法」)

< 趣旨 > 行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する基盤

I 番号利用の仕組み

- 1 日本国内の全住民に12桁のマイナンバー(個人番号)を付番。
- 2 マイナンバー法に定められた社会保障・税・災害対策分野の事務(個人番号**利用事務**)において利用。
・利用事務に関して必要な限度で利用される事務(個人番号**関係事務**)においても取り扱われる。
⇒行政事務の効率化、情報連携による行政手続の簡素化。
- 3 マイナンバーは、本人確認(番号確認と身元確認)と共に使用。取得・利用・提供・保管・安全管理などに一定のルールがある。また、マイナンバー法に定める場合以外のマイナンバーの収集・保管の禁止。
- 4 法人には13桁の法人番号が付与。個人番号と異なり、誰でも自由に利用可能。



II マイナンバーカード(個人番号カード)



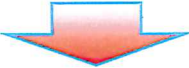

- 1 マイナンバーの通知後、個人の申請により交付される顔写真入りカード。
- 2 マイナンバーの本人確認(番号確認と身元(実存)の確認)を1枚で行うことが可能。
- 3 マイナンバーを使わずに電子的に個人を認証する機能等(ICチップ)を搭載。官民の様々な用途に利用可能。



III マイナポータル

- 1 マイナンバーに関係する行政機関間での自分の情報のやり取りや情報の確認ができる個人用のサイト。
- 2 自宅のパソコン等から各種お知らせの受信、官民の各種手続きなどのサービスも提供。

マイナンバーとマイナンバーカードの違い

<p>マイナンバー</p>  <p>マイナンバーの通知カード</p>	<p>マイナンバーカード</p>  <p>マイナンバー ICチップ</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 全住民1人に一つ、本人の意思にかかわらず、強制的に付番・利用される。引越・転職・結婚でも不変の番号で、個人を特定する機能が極めて強い。 <p style="text-align: center;"></p> <p>住基ネット違憲訴訟最高裁判決を踏まえ、以下の措置を講じて制度化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用主体や利用範囲を法律で限定(税・社会保障・災害対策の3分野で個別に規定)。 ○ 情報を一元管理する仕組みとしない。 漏洩防止、法定されていない収集・名寄せの禁止など、厳格に管理 ○ なりすまし防止のため、本人確認(「番号確認」と「身元確認」)を義務付け。 <p>※ 現在、5地裁においてマイナンバー違憲訴訟が係争中(横浜、名古屋、東京地裁は国側の勝訴判決)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ マイナンバー使用時の本人確認(「番号確認」と「身元確認」)を1枚で行えるようにした、顔写真付きのカード。 <p style="text-align: center;"></p> <p>本人の申請に基づき、市区町村長が厳格な本人確認を行ったうえで交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 官民・分野を問わず、また、マイナンバーの利用事務であるか否かを問わず、対面でもオンラインでも本人確認手段として幅広く利用可能。 ○ ICチップ内に搭載された電子証明書により、マイナンバーを使わずに、オンラインで本人確認が可能。 ○ 電子証明書やICチップの空き領域は民間活用も可能。

マイナンバーカードの市区町村別交付枚数等について(令和2年3月1日現在)

1 団体区分別

区分	人口 (H31.1.1時点)	交付枚数 (R2.3.1時点)	人口に対する交付枚数率
全国	127,443,563	19,730,752	15.5%
特別区	9,486,618	1,994,937	21.0%
政令指定都市	27,488,569	4,552,380	16.6%
市(政令指定都市を除く)	79,522,838	11,810,455	14.8%
町村	10,945,538	1,372,980	12.6%

2 区分別交付率上位10位

【特別区・市】

団体名	人口 (H31.1.1時点)	交付枚数 (R2.3.1時点)	人口に対する 交付枚数率
宮崎県都城市	165,433	55,519	33.6%
奈良県橿原市	122,242	35,291	28.9%
兵庫県三田市	112,806	30,536	27.1%
鹿児島県西之表市	15,437	4,050	26.2%
東京都港区	257,426	66,437	25.8%
東京都台東区	199,292	51,262	25.7%
東京都青梅市	134,086	34,244	25.5%
宮崎県串間市	18,631	4,731	25.4%
奈良県生駒市	120,132	30,368	25.3%
大阪府八尾市	266,943	67,040	25.1%

【町村】

団体名	人口 (H31.1.1時点)	交付枚数 (R2.3.1時点)	人口に対する 交付枚数率
新潟県岩船郡粟島浦村	351	209	59.5%
大分県東国東郡姫島村	2,034	944	46.4%
茨城県猿島郡五霞町	8,613	3,296	38.3%
福島県双葉郡富岡町	13,030	4,648	35.7%
沖縄県島尻郡伊是名村	1,430	480	33.6%
福島県大沼郡昭和村	1,275	408	32.0%
山梨県北都留郡小菅村	719	212	29.5%
沖縄県島尻郡北大東村	591	173	29.3%
福島県田村郡三春町	17,199	4,966	28.9%
奈良県吉野郡上北山村	500	140	28.0%

マイナンバーカードの市区町村別交付枚数等について(令和2年3月1日現在)

3 都道府県一覧

都道府県名	総数(人口) 【H31.1.1時点】	交付枚数 【R2.3.1時点】	人口に対する 交付枚数率
北海道	5,304,413	691,330	13.0%
青森県	1,292,709	175,871	13.6%
岩手県	1,250,142	172,037	13.8%
宮城県	2,303,098	340,625	14.8%
秋田県	1,000,223	126,751	12.7%
山形県	1,095,383	125,071	11.4%
福島県	1,901,053	255,158	13.4%
茨城県	2,936,184	439,901	15.0%
栃木県	1,976,121	287,219	14.5%
群馬県	1,981,202	249,105	12.6%
埼玉県	7,377,288	1,100,118	14.9%
千葉県	6,311,190	1,047,158	16.6%
東京都	13,740,732	2,788,826	20.3%
神奈川県	9,189,521	1,750,387	19.0%
新潟県	2,259,309	248,951	11.0%
富山県	1,063,293	137,970	13.0%
石川県	1,145,948	137,692	12.0%
福井県	786,503	90,871	11.6%
山梨県	832,769	112,100	13.5%
長野県	2,101,891	263,927	12.6%
岐阜県	2,044,114	236,006	11.5%
静岡県	3,726,537	532,028	14.3%
愛知県	7,565,309	1,011,672	13.4%
三重県	1,824,637	238,109	13.0%

都道府県名	総数(人口) 【H31.1.1時点】	交付枚数 【R2.3.1時点】	人口に対する 交付枚数率
滋賀県	1,420,080	221,387	15.6%
京都府	2,555,068	390,459	15.3%
大阪府	8,848,998	1,520,734	17.2%
兵庫県	5,570,618	1,009,123	18.1%
奈良県	1,362,781	247,286	18.1%
和歌山県	964,598	122,029	12.7%
鳥取県	566,052	73,630	13.0%
島根県	686,126	96,193	14.0%
岡山県	1,911,722	240,992	12.6%
広島県	2,838,632	408,862	14.4%
山口県	1,383,079	212,435	15.4%
徳島県	750,519	92,372	12.3%
香川県	987,336	123,571	12.5%
愛媛県	1,381,761	178,510	12.9%
高知県	717,480	67,555	9.4%
福岡県	5,131,305	719,527	14.0%
佐賀県	828,781	113,456	13.7%
長崎県	1,365,391	226,531	16.6%
熊本県	1,780,079	282,017	15.8%
大分県	1,160,218	171,060	14.7%
宮崎県	1,103,755	232,755	21.1%
鹿児島県	1,643,437	229,652	14.0%
沖縄県	1,476,178	191,733	13.0%

マイナンバーカードは、これからの時代の本人確認ツール

対面での本人確認

✓顔写真付きの身分証明書として

- 市町村での厳格な本人確認 → 確かに本人であるという証
- 顔写真があるのでなりすましができない
- 公私での身分証明が可能

カードの
券面記載事項

表

交付無料

氏名 番号 花子
住所 ○○県□□市△△町◇丁目○番地▽▽号

性別 女

平成元年 3月 31日生 2025年 3月 31日まで有効
□□市長

0123456789ABCDEF 1234

●このカードを拾得された方は、お手数ですが、下記連絡先までご連絡ください。
(要署名) 個人番号カードコールセンター 0570-783-578 (24時間受付)

裏

電子的な本人確認

✓インターネット等により、 どこからでも安全・確実に本人を証明

- 電子証明書を使って、全国のコンビニで住民票の写し等を受け取れるほか、口座開設などの大切な手続きも、どこからでも安全にできる

✓今後、健康保険証としての利用や、 海外からのインターネット投票も可能に

✓さらに、将来的には AIその他の様々な先端技術の活用を実現

＜例＞窓口のAI端末にカードをかざし、本人情報の自動入力やAIとの対話により、行政手続きをスムーズに

➔ Society 5.0時代の必須ツール

マイナンバーの提示

✓このカードを提示することで、 自分のマイナンバーを証明

- 社会保障・税などの手続きで、添付書類が不要に

●このカードを拾得された方は、お手数ですが、下記連絡先までご連絡ください。
(要署名) 個人番号カードコールセンター 0570-783-578 (24時間受付)

1234 5678 9012

氏名 番号
マイナンバー
平成元年 3月 31日生

ICチップ

QRコード

裏

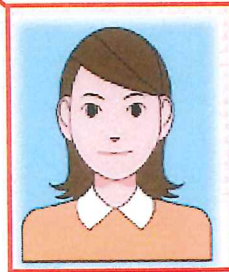
マイナンバーカードは安全

なりすましはできない

✓ 顔写真入りのため、
対面での悪用は困難。

氏名 番号 花子

住所 ○○県□□市△△町◇丁目○番地▽▽号



0123456789ABCDEF 1234

平成元年 3月31日生 2025年 3月31日まで有効
□□市長 電子証明書の有効期限 年 月 日

●届出提供意思【1.住所変更/2.住所停止した死後/3.住所停止した死後のみ/3.提出せず】
【1・2で提供したくない場合は×】【心臓・肺・肝臓・腎臓・小腸・膵臓】
出生年月日 年 月 日 署名

万全のセキュリティ対策

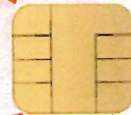
- 紛失・盗難の場合は、
24時間365日体制で停止可能
- アプリ毎に暗証番号を設定し、
一定回数間違えると機能ロック
- 不正に情報を読み出そうとすると、
ICチップが壊れる仕組み



大切な個人情報は入っていない

✓ ICチップ部分には、
税や年金などの
個人情報は記録されない。

●このカードを拾得された方は、お手数ですが、下記連絡先までご連絡ください。
【連絡先】個人番号カードコールセンター 0570-783-578（24時間受付）



1234 5678 9012

氏名 番号 花子

平成元年 3月31日生



●法律で認められ
た者以外の者が個人
番号をコピーする
ことは、法律で
禁止されています。
また、記載事項を
改ざんした者は、
法律により罰せら
れます。

マイナンバーを見られても個人情報は盗まれない

✓ マイナンバーを利用するには、
顔写真付き身分証明書等での
本人確認があるため、悪用は困難。

オンラインの利用には マイナンバーは使われない

マイナンバーカードについて①

- マイナンバーカードはマイナンバーが記載された顔写真付のカード
- マイナンバーカードは、プラスチック製のICチップ付きカードで券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーと本人の顔写真等が表示される。
- 本人の申請に基づき、市区町村長が厳格な本人確認を行った上で交付。
(カードの申請受付、作成業務等は、地方公共団体情報システム機構 (J-LIS) に委任して実施)

マイナンバーカードの表面

氏名 番号 花子

住所 ○○県□□市△△町◇丁目○番地▽▽号



平成元年 3月31日生
□□市長

2025年 3月31日まで有効

電子証明書の有効期限 年 月 日

●機器提供意思【1 届出後及び心停止した死後/2 心停止した死後のみ/3 提供せず】
【1・2で提供したくない機器があれば×】【心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球】
生年月日 年 月 日 署名
[特記事項]

0123456789ABCDEF 1234



- カードの有効期間が満了する日
発行の日から10回目の誕生日、
ただし、20歳未満は、発行の日から5回目の誕生日
- 電子証明書の有効期間が満了する日
発行の日から5回目の誕生日
- 追記欄
住所や氏名等の記載事項に変更があった場合に、
新しい情報が追記される

失効

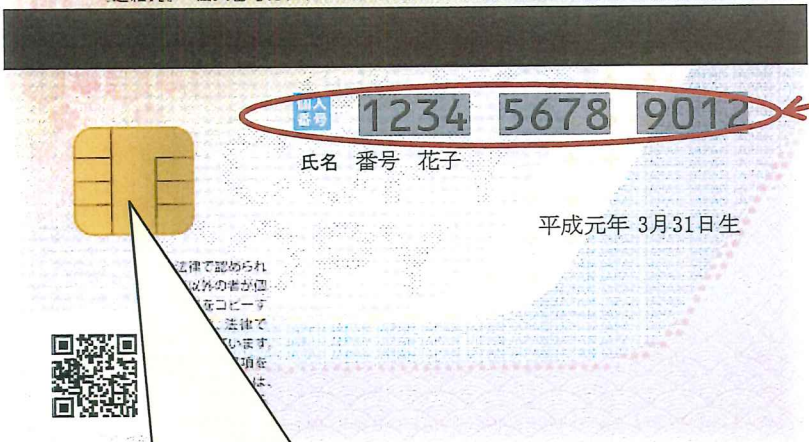
- ・海外に転出したとき
- ・引っ越しの際、転出予定日からから30日、転入した日から14日を経過しても転入届を行わなかったとき
- ・引っ越しの際、転入先の市区町村でカードの提出を行うことなく90日を経過したとき、又はその転入先市区町村から転出したとき
- ・死亡したとき

- おもて面には、住所・氏名・生年月日・性別が記載され、写真が表示され、身分証明書として利用できる。

マイナンバーカードについて②

マイナンバーカードの裏面

●このカードを拾得された方は、お手数ですが、下記連絡先までご連絡ください。
 (連絡先) 個人番号カードコールセンター 0570-783-578 (24時間受付)



1234 5678 9012

氏名 番号 花子

平成元年 3月31日生

ICチップ内のAP構成

電子証明書
 (署名用、利用者証明用)

空き領域

その他(券面情報等)

①マイナンバー

- ・社会保障、税又は災害対策分野における法定事務又は地方公共団体が条例で定める事務においてのみ利用可能
- ・マイナンバーを利用できる主体は、行政機関や雇用主など法令に規定された主体に限定されており、そうでない主体がカードの裏面をコピーする等により、マイナンバーを収集、保管することは不可

法令で利用できる
 主体が限定

②電子証明書 (署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書)

- ・行政機関等 (e-Tax、マイナポータル、コンビニ交付等) のほか、総務大臣が認める民間事業者も活用可能

署名用電子証明書のイメージ

氏名	霞 太郎
生年月日	〇年〇月〇日
性別	男
住所	東京都千代田区霞ヶ関2-1-2
発行番号	S1111
発行年月日	〇年〇月〇日
有効期間	〇年〇月〇日
発行者	機構

署名用公開鍵

利用者証明用電子証明書のイメージ

発行番号	R2222
発行年月日	〇年〇月〇日
有効期間	〇年〇月〇日
発行者	機構

利用者証明用公開鍵

民間も含めて
 利用が幅広く

③空き領域

- ・市町村・都道府県等は条例で定めるところ、国の機関等は総務大臣の定めるところにより利用可能
 例: 印鑑登録証、国家公務員身分証
- ・新たに民間事業者も総務大臣の定めるところにより利用可能に

マイナンバーカードの利活用シーンの拡大

これまでの利活用シーンを更に拡大

身分証明書としての利用

- 顔写真付き身分証として活用
- 旧氏の併記も可能に (R元.11月～)
- ⇒ 取扱範囲を更に拡大

コンビニ交付サービス

- コンビニで住民票や戸籍などが取得可能なサービスの拡大 (R2.2月対象人口:10,035万人)
- ⇒ R4年度末には、対象人口1.1億人を目標に取組を更に拡大

職員証としての利用

- 国家公務員(H28.4)、徳島県庁(H29.6)での先行導入
- 民間企業の社員証としての利用(TKC,NEC,NTTcom,内田洋行が活用)
- ⇒ 官民間問わず利用を更に拡大

マイナポータル

- マイナンバーに関する行政機関での自分の情報のやりとり等の確認が可能に(H29.11～)
- 子育て関連手続の申請等をワンストップ化し、プッシュ型お知らせサービスを提供(H29.11～)
- ⇒ 対象手続を更に拡大

オンライン契約

- 住宅ローンや、不動産取引などのオンライン契約での利用 (R元.11月 大臣認定事業者14社)
- ⇒ 取引対象を更に拡大

スマートフォンでの利用

- マイナンバーカード読み取り可能機種が拡大中
Android:122機種が対応。(R2.3月)
iPhone:11機種※iPhone7以降

新たな利活用シーンが次々と

健康保険証としての利用

- マイナンバーカードを健康保険証として利用できるオンライン資格確認の本格運用開始(R3.3月～予定)
- 医療機関等での特定健診情報(R3.3月～予定)や服薬履歴の閲覧(R3.10月～予定)等にも活用

マイナポイントによる消費活性化策

- R2.9月～マイナンバーカードを活用した消費活性化策(マイナポイント)を実施

海外利用

- マイナンバーカードの海外利用が可能に(R6年度目処)
- 実証実験の結果等を踏まえ在外選挙におけるインターネット投票を実現(検討中)

カジノ入場時の管理

- カジノ施設への入場管理・依存症対策での活用 (特定複合観光施設区域整備法第70条)

各種カード等のデジタル化等

- デジタル・ガバメント実行計画における工程表に沿って推進 (R元.12.20関係会議決定)
お薬手帳、介護保険被保険者証、障害者手帳、母子健康手帳、ハローワークカード、e-Tax(各種申告書への自動入力等)等

利活用シーンを更に拡大し、マイナンバーカード1枚で様々なことが可能に

コンビニ交付サービスの普及拡大

全国のコンビニエンスストア(約55,000)等で住民票の写し等が取得可能なコンビニ交付サービスについて、更なる普及拡大を図る。

コンビニ交付サービス対象人口

	導入団体	対象人口
令和2年2月3日時点	706	10,035万人
令和元年度末見込み	744	10,351万人

【地方財政措置による支援】

自治体によるコンビニ交付の導入等を後押しするため、システム構築等に要する経費について特別交付税措置

- ・ 措置率1/2 上限額6,000万円
- ・ 措置期限 令和4年度(期限までの導入で3年間の措置)

※ 令和4年度末の対象人口 1.1億人を目標

年度別コンビニ交付通数

種別	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度(4~12月)
住民票	432,348	748,120	1,273,482	1,773,227	1,630,834
住記載	2,213	6,310	14,418	22,577	21,233
印鑑	393,904	664,150	1,086,277	1,436,862	1,288,950
税	46,253	87,051	175,996	255,328	273,634
戸籍	24,643	47,196	112,206	192,234	209,487
附票	2,951	5,714	11,869	17,575	18,227
合計	902,312	1,558,541	2,674,248	3,697,803	3,442,365



● 取得できる証明書

- ・ 住民票の写し
- ・ 印鑑登録証明書
- ・ 住民票記載事項証明書*
- ・ 各種税証明書*
- ・ 戸籍証明書*
- ・ 戸籍の附票の写し*

※対応しない市町村もあり。

導入のメリット

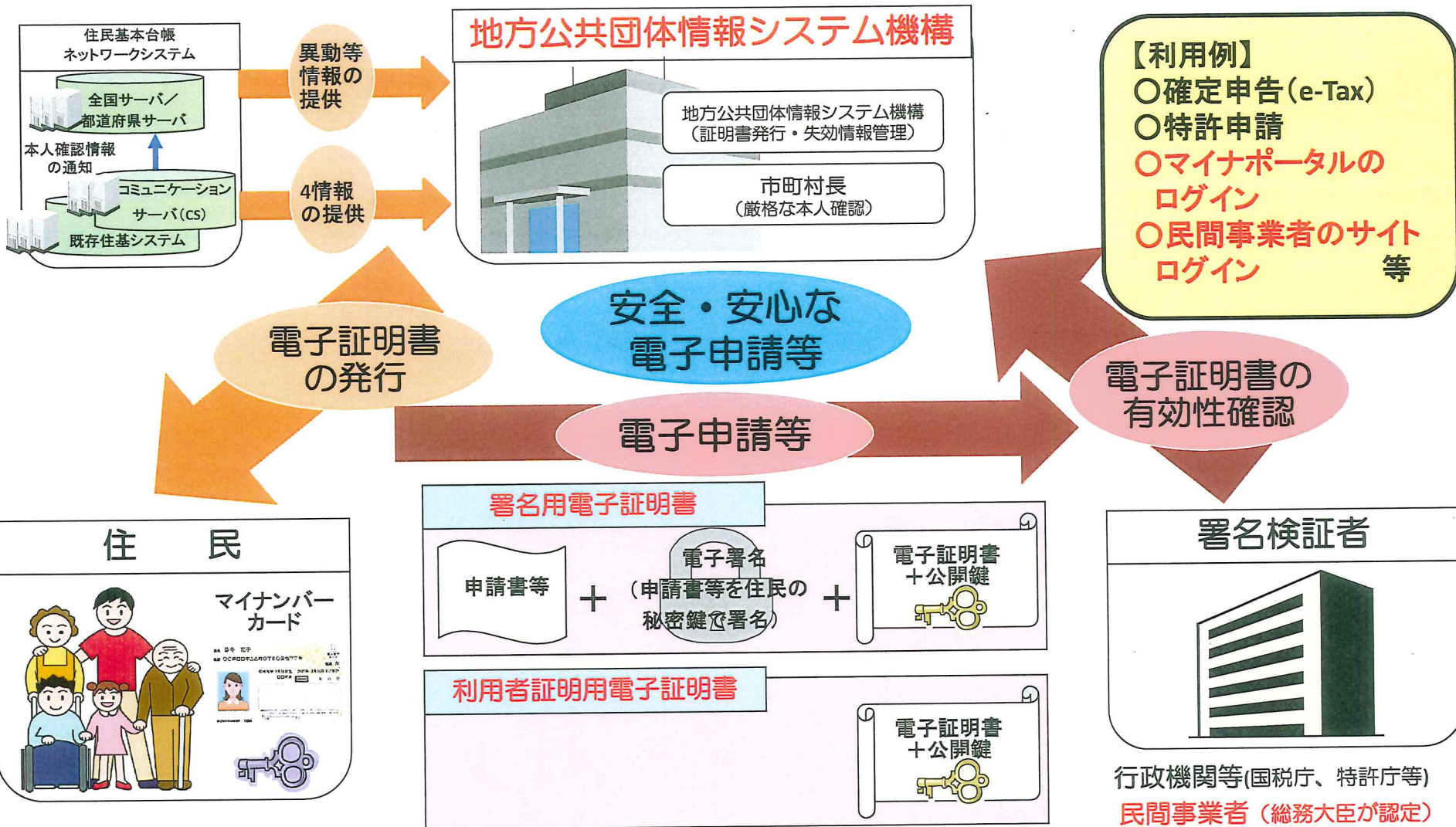
- ・ 住民の利便性向上
- ・ 窓口業務の負担軽減
- ・ 証明書交付事務コストの低減

いつでも 早朝から夜(6:30~23:00)まで土日祝日も対応

どこでも 全国の約55,000店舗で交付を受けられる

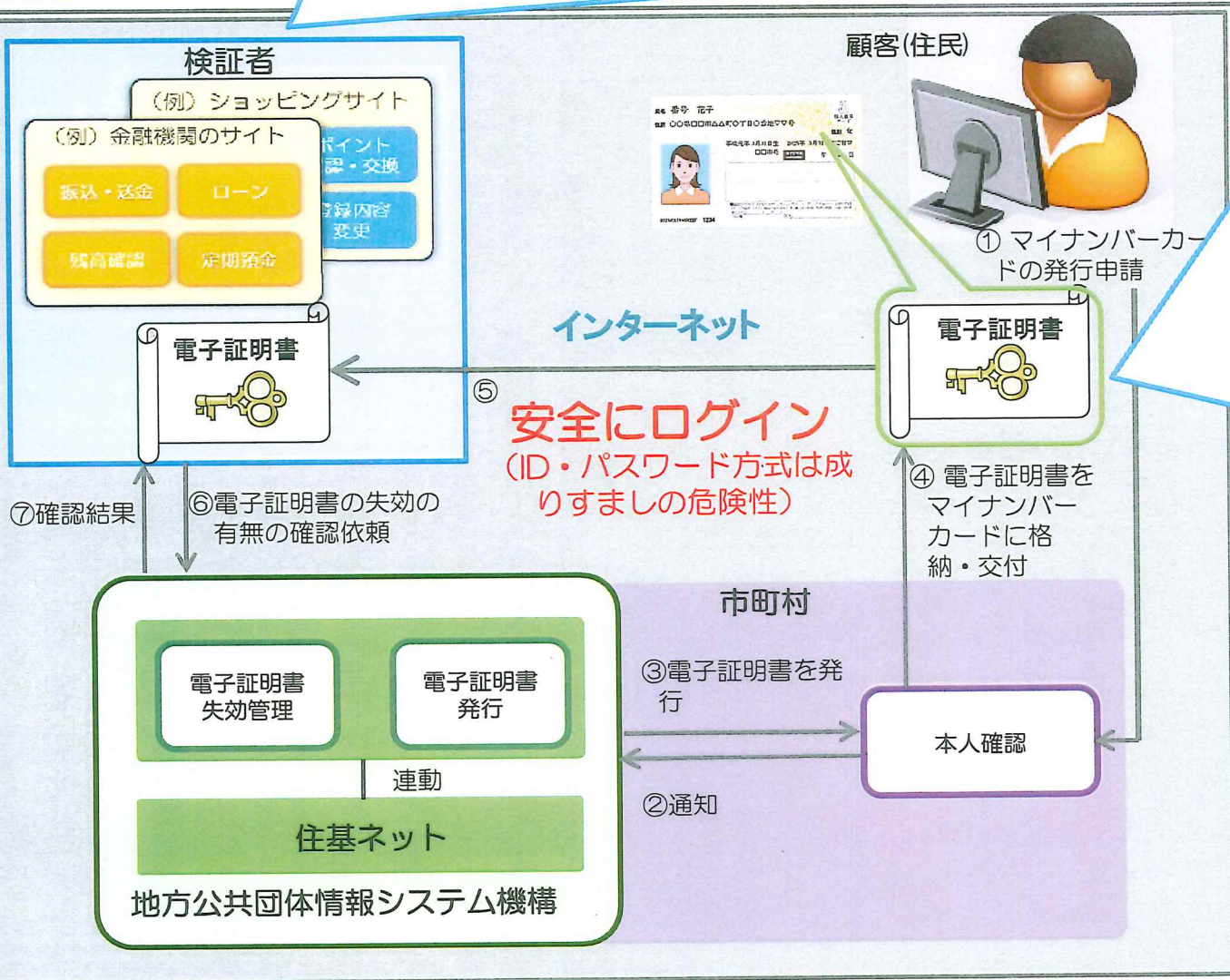
公的個人認証サービスについて

- オンラインでの行政手続等における本人確認のための公的サービス。
- 成りすまし・改ざんを防ぎ、送信否認を担保するため、高いセキュリティを確保。



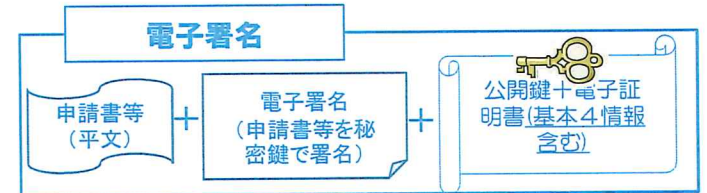
公的個人認証サービスのイメージと制度改革(平成28年1月以降)

【改正点①】
行政機関等に限られていた公的個人認証サービスの対象を民間事業者へ拡大
 (二検証者の範囲を、行政機関等だけでなく民間事業者へ拡大)



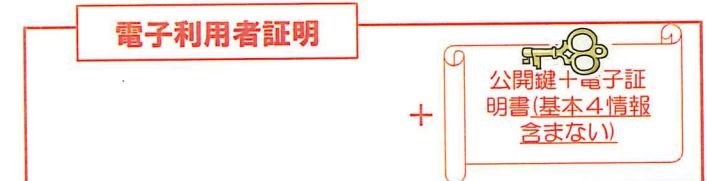
【改正点②】
電子証明書は2種類。

◎署名用電子証明書【電子版の印鑑登録】



電子署名
 : インターネットで電子文書を送信する際に、署名用電子証明書を用いて、文書が改ざんされていないかどうか等を確認することができる仕組み

◎利用者証明用電子証明書<新規>
 【電子版の顧客カード】



電子利用者証明
 : インターネットを閲覧する際に、利用者証明用電子証明書を用いて、利用者本人であることを証明する仕組み

マイナンバーカードに格納される公的個人認証サービスについて



公開鍵暗号方式

公的個人認証サービスが採用する暗号方式。秘密鍵と公開鍵はペアとなっており、片方の鍵で暗号化されたものは、もう一方の鍵でしか復号できない性質をもつ。

署名用電子証明書

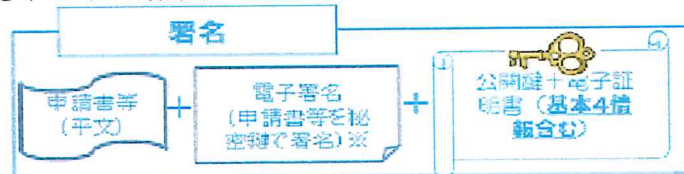
(性質)

インターネットで電子文書を送信する際に、署名用電子証明書を用いて、文書が改ざんされていないかどうか等を確認することができる仕組み

(利用局面)

e-Taxの確定申告等、文書を伴う電子申請等に利用される。

(利用されるデータの概要)



※電子署名法(平成12年法律第102号)の「電子署名」に該当し、同法第9条による「真正な成立の推定」の対象になり得る。

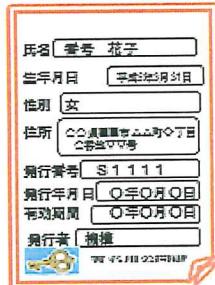


署名用秘密鍵

※ カードの中の格納された領域から外に出ることがない

※ 秘密鍵を無理に読みだそうとすると、ICチップが壊れる仕組み

電子証明書のイメージ



※基本4情報を記録

利用者証明用電子証明書

(性質)

インターネットを開覧する際に、利用者証明用電子証明書(基本4情報の記載なし)を用いて、利用者本人であることのみを証明する仕組み

(利用局面)

マイナポータルログイン等、本人であることの認証手段として利用される。

(利用されるデータの概要)



利用者証明用秘密鍵

※ カードの中の格納された領域から外に出ることがない

※ 秘密鍵を無理に読みだそうとすると、ICチップが壊れる仕組み

電子証明書のイメージ



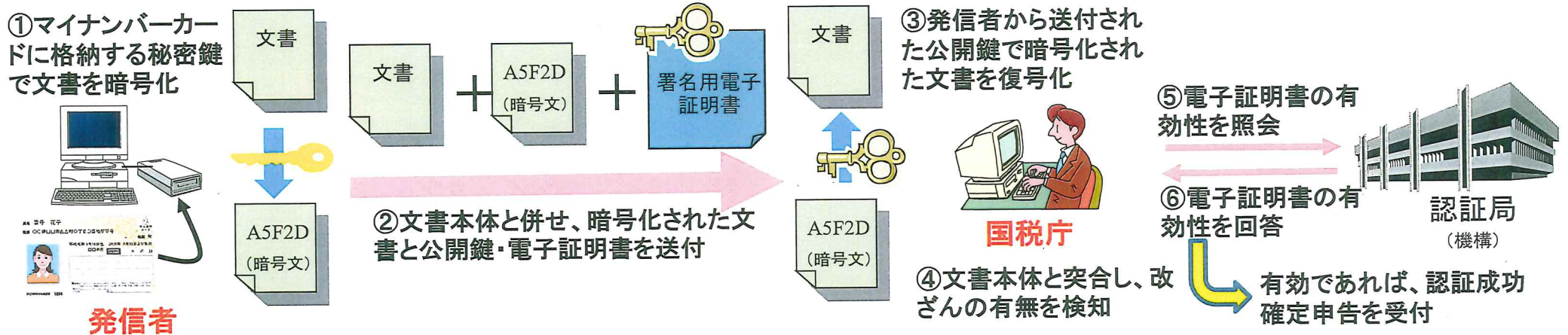
※基本4情報の記録なし

公的個人認証サービスの仕組み

【凡例】 秘密鍵： 公開鍵：

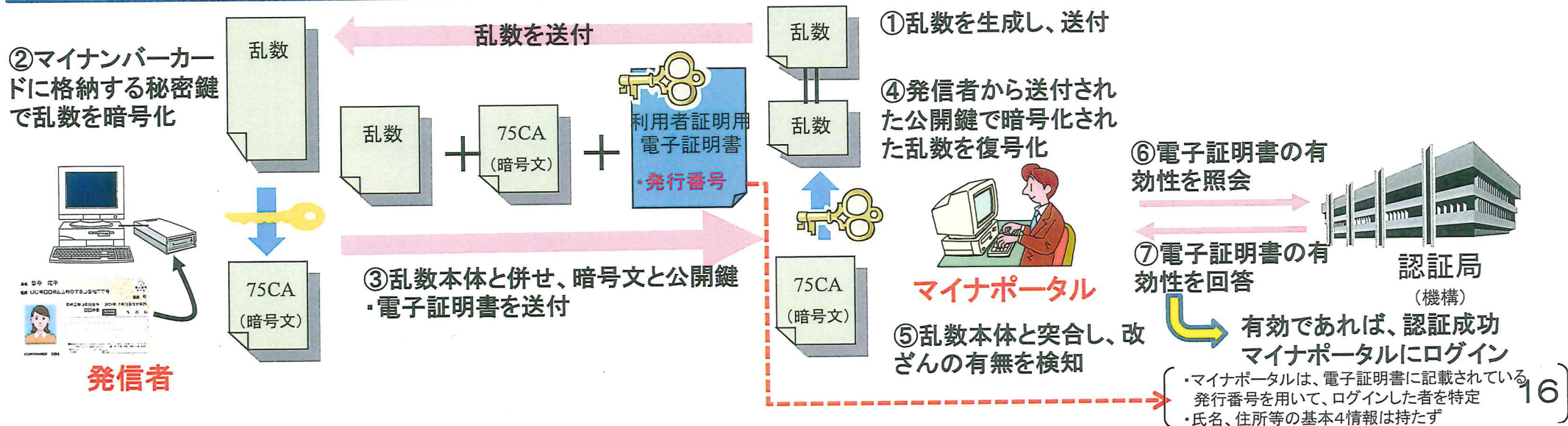
1 署名用電子証明書

(例) e-Tax(国税電子申告・納税システム)による確定申告



2 利用者証明用電子証明書

(例) マイナポータルへのログイン



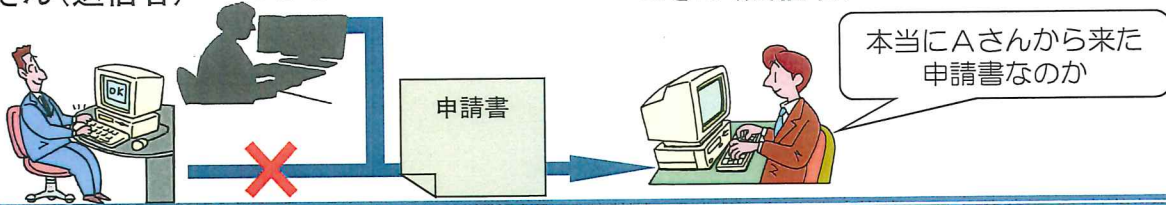
安全・安心な認証サービスの提供(電子署名と電子利用者証明)

1. 文書を伴うアクセス

① 成りすまし (申請書の正しい送信者を受信者が確認できない)

Aさん(送信者) Cさん

Bさん(受信者)



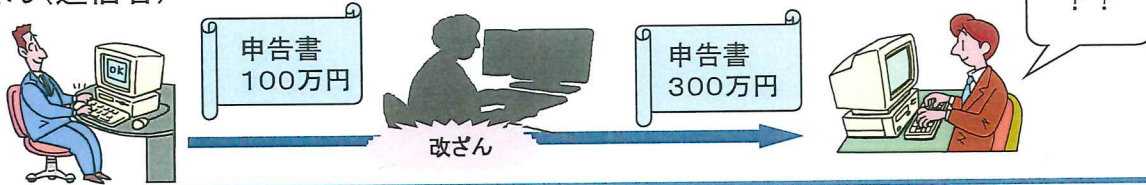
※CさんがAさん名義の申請書を勝手に作成し送信する

② 改ざん (申告途中で申告書の書き換えが行われる)

Aさん(送信者)

Cさん

Bさん(受信者)

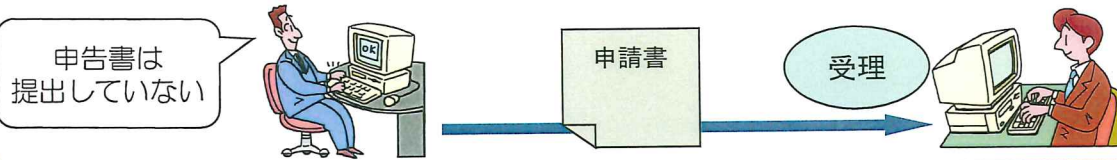


※デジタル文書は、手書きの文書と異なり、改ざんされても痕跡が残らず、改ざん箇所を発見することは、実際上不可能

③ 送信否認 (送信内容の否認を防止することが困難)

Aさん(送信者)

Bさん(受信者)



※オンラインで送信されてきた申請・届出に基づいて、手続を進行させていたところ、送信者からそのような送信はしていないとの否認をされる危険性がある

対策

電子署名

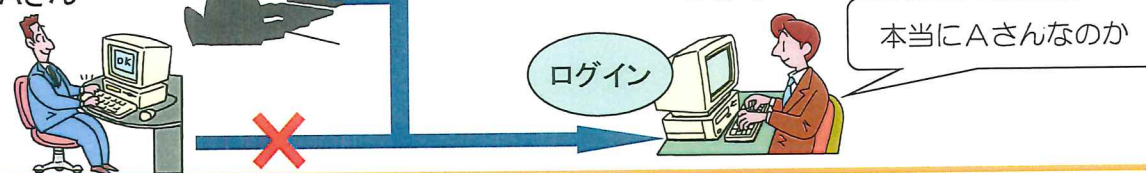
- 送信者が本人であることを確認
- 文書が改ざんされていないことを確認
- 送信者は送信内容を否認することができない

2. 文書を伴わないアクセス

① 成りすまし (←アクセスする本人の特定が困難)

Aさん Cさん

Bさん



※CさんがAさんに成りすまし、勝手にログインをする

対策

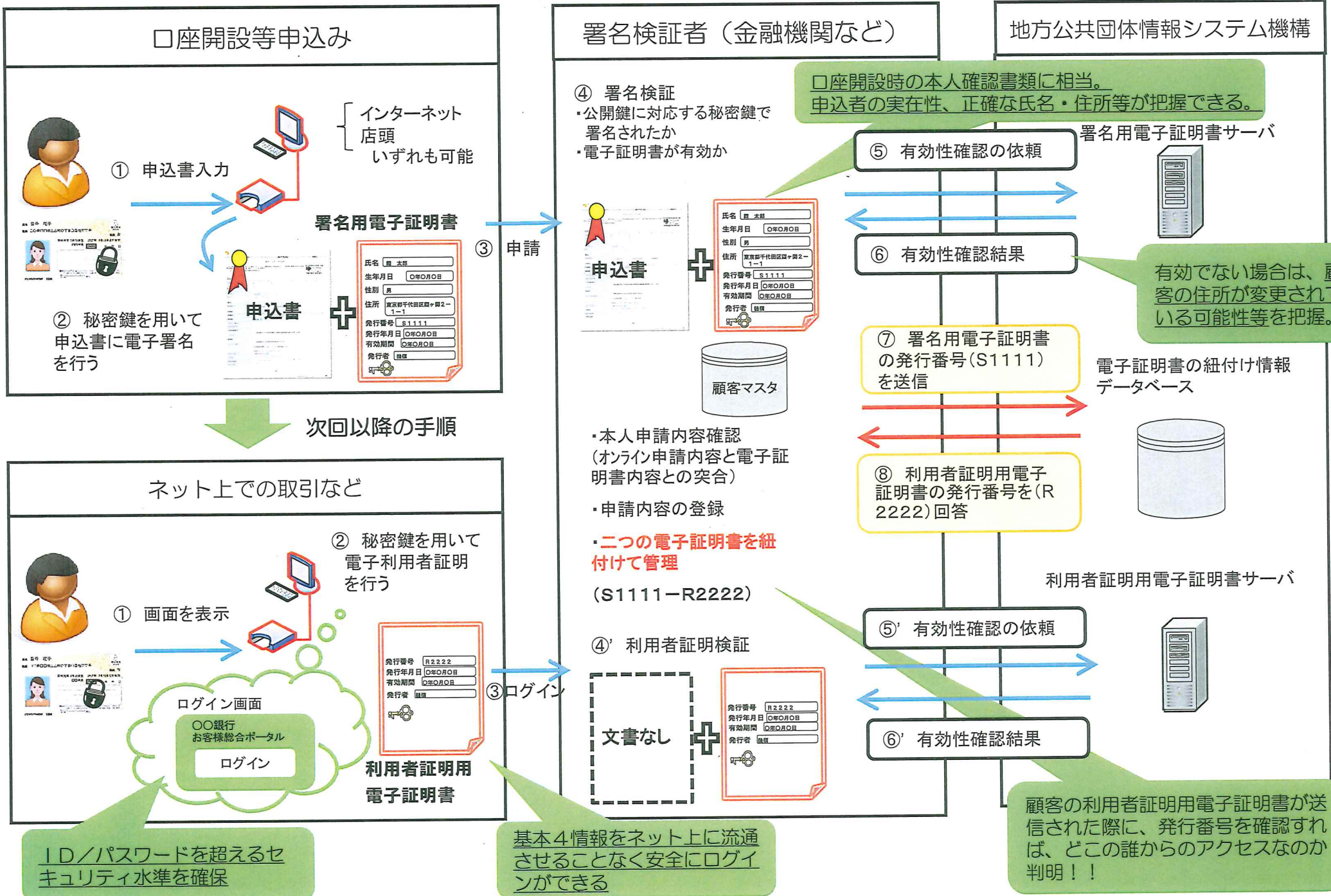
電子利用者証明

- 送信者が本人であることを確認

(参考) マイナンバーカードの活用方法とそれぞれの想定用途・認証強度等

活用方法		暗証番号 (PIN)	記録される情報	想定される主な用途	認証強度		その他
券面(おもて面)		—	氏名、住所、生年月日、性別、顔写真	対面での様々な本人確認で利用する(金融機関における口座開設、パスポートの新規発給など)。	所持認証		
カード アプリ 方式	業務タイプA	あり/なし (選択可能)	原則として利用者番号のみ	厳格な認証が必要な業務に向く	相互認証による強固な所持認証	PINによる知識認証	
	共通カードAP	なし	原則として利用者番号のみ	厳格な認証までは要求されず、利便性を求める業務に向く	所持認証		
	独自アプリ	あり/なし (選択可能)	原則として利用者番号のみ	—	自由に設定可能		
公的個人 認証 サービス	電子署名 (署名用電子証明書等を利用)	あり (6~16桁の英数字)	署名用電子証明書(氏名、住所、生年月日、性別、発行番号)	<p>○署名用途:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット等で電子文書を作成・送信する際に、利用する(電子申請(e-Tax等)、民間オンライン取引(オンラインバンキング等)の登録など)。 ・「作成・送信した電子文書が、利用者が作成した真正なものであり、利用者が送信したものであること」を、証明することができる。 	PKIによる強固な所持認証	PINによる知識認証	法律上、電子文書の真正性の推定効が発生
	電子利用者証明 (利用者証明用電子証明書等を利用)	あり (4桁の数字)	利用者証明用電子証明書(発行番号)	<p>○認証用途:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネットサイトやキオスク端末等にログイン等をする際に利用する(行政のサイト(マイナポータル等)へのログイン、民間のサイト(オンラインバンキング等)へのログインなど)。 ・「ログイン等したものが、利用者本人であること」を、証明することができる。 			

民間事業者の公的個人認証サービス(署名と利用者証明)利用フロー(イメージ)



公的個人認証サービス(電子証明書の利用)の概要について

- インターネット等によるオンライン手続や取引において、電子証明書により安全・確実な本人確認を行うための公的サービス。(公的個人認証法)
- なりすまし・改ざんや送信否認の防止を担保、高いセキュリティを確保。

【参考】行政機関のほか、民間事業者34社(大臣認定事業者14社、同事業者を利用している事業者20社)がサービスを提供 ※令和2年4月1日現在

<金融機関等の口座開設時の例>

【従来】 対面による本人確認又は本人確認書類の写しの郵送による提出

来店で申込又は申込書に記入の上、本人確認書類等必要書類を添付して、金融機関へ郵送



**郵送コスト、
タイムラグが発生!**

<公的個人認証サービス 利用によるメリット>

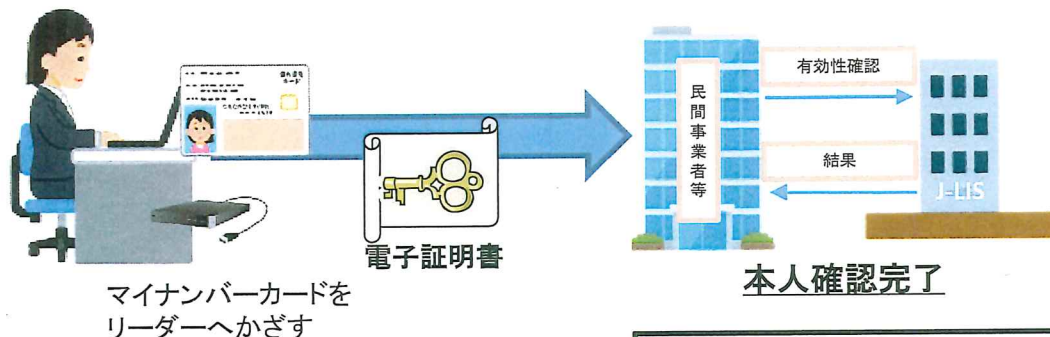
安価で迅速な顧客登録
(アカウント開設)

顧客情報の「異動なし」の把握
と「更新の契機」の把握

確実な登録ユーザーの確認
(ID・パスワード式のログイン
に比べ、格段に強固なセキュリ
ティ機能)

お客様カードの代替
(独自のメンバーズカードの発
行が省略可能)

【公的個人認証サービス利用】 オンライン上で本人確認



**安価で即時に
サービスの利用可!**

●御興味のある方はこちら⇒

民間事業者が公的個人認証サービスを利用するメリットで検索

公的個人認証サービス利用によるメリット ～ 民間事業者の皆様へ～

公的個人認証の民間拡大

電子証明書



氏名 番号 花子

住所 ○○県□□市△△町◇◇丁目○番地▽▽号

個人番号
カード

性別 女

平成元年 3月31日生 2025年 3月31日まで有効
□□市長



0123456789ABCDEF 1234



①安価で迅速な顧客登録（アカウント開設） （例）銀行オンライン口座など

従来の手続き方法に比べ、安価で迅速な開設が可能に。

②顧客情報の「異動なし」の把握と 「更新の契機」の把握

顧客から提出を受けた電子証明書の利用により、何らかの顧客情報の変化があるかを把握し、より迅速で効率的な情報更新が可能に。

③確実な登録ユーザーの確認

ID・パスワード方式のログインに比べ、格段に強固なセキュリティ機能を備え、確実な本人確認を実施。

④お客様カードの代替

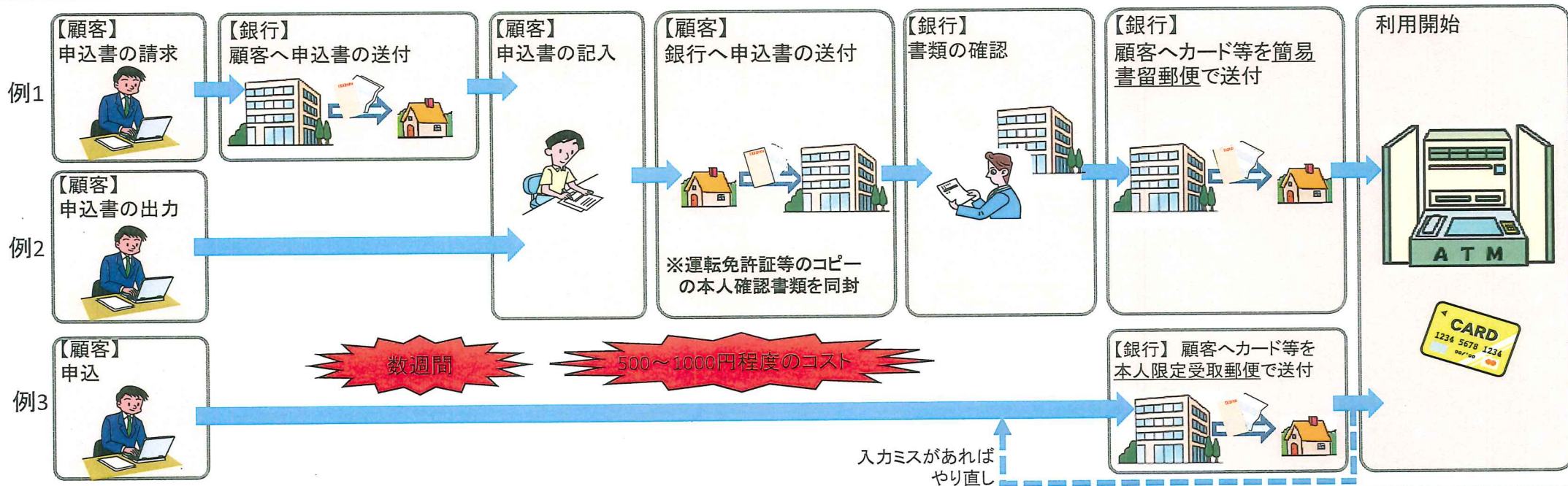
顧客情報等に関する正確な情報をデータベースで保存・管理することができるため、独自のメンバーズカードの発行が省略可能。

公的個人認証サービス利用によるメリット①

～ 安価で迅速な顧客登録(アカウント開設)【銀行の例】～

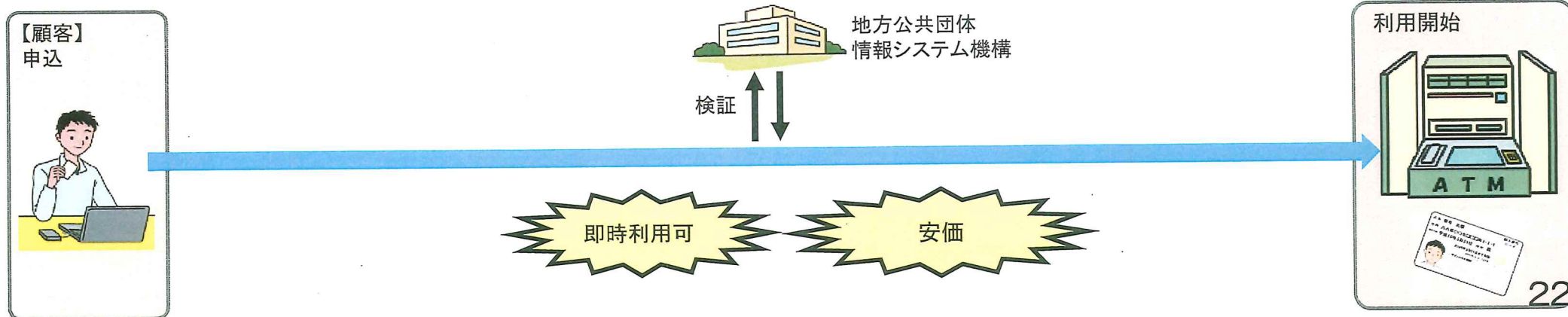
従来

申込みから利用開始まで数週間必要。またコストも1回の手続きにつき500～1000円程度の費用が発生。



公的個人認証サービスによる電子証明書の利用

申込み後、即利用可能に。コストも相当程度安価な方向で検討。



公的個人認証サービス利用によるメリット②

～ 顧客情報の「異動の契機」の把握 ～

従来

ユーザー登録

(例)一年経過時など

全数調査

全てのユーザーに郵便で現況確認

ユーザー数 × 郵送料 + 人件費

現況確認できない場合、実地調査

人件費

登録情報の更新(最新のデータベース)

公的個人認証サービスを使うと

ユーザー登録

(例)一年経過時
ログイン時 など

電子証明書を確認(オンライン)

異動あり

異動なし

重点調査

本人に最新情報を
照会(オンライン等)

照会不要

失効情報
提供手数料

大きな
コストカット

登録情報の更新(最新のデータベース)

電子証明書が失効する場合とその対応

	署名用電子証明書	利用者証明用電子証明書
①	氏名、住所等の変更 ※住民票の基本4情報(氏名、生年月日、性別及び住所)の記載が修正された場合に失効	(失効しない)
②	本人の死亡等 ※住民票が消除される場合に失効 →死亡、国外転出、住基法適用外(外国人が在留資格を喪失した場合等)となったとき 等	同左
③	本人の申出 (ア)マイナンバーカードの失効に伴う利用停止の届出 →カードの紛失・盗難、カードの有効期限到来、個人番号の変更 等 (イ)電子証明書の利用停止、秘密鍵の漏えい等	同左
④	電子証明書の有効期限到来 ※有効期間は原則5年 →5年以内にマイナンバーカードの有効期限が到来する場合は、マイナンバーカードの有効期限まで →利用者証明用電子証明書の有効期限と一致	同左

署名用 : × 失効
利用者証明用 : ○ 有効



住所・氏名等の確認手続へ

- ①更新後の署名用電子証明書を
送信してもらう
②マイナンバーカードの入力補助アプリ
の記録情報を送信してもらう

署名用 : × 失効
利用者証明用 : × 失効



電子証明書の失効理由	分かること
affiliationChanged	「死亡」又は「海外転出」
cessationOfOperation	「カード紛失」又は「海外転出」
Superseded	「証明書更新」
certificateHold	「カード紛失」

※未成年者、被成年後見人は、利用者証明用電子証明書のみ取得。
それ以外の場合でも、2種類の電子証明書のどちらか一方のみ取得する場合あり
(ただしレアケース)。

※上記のほか、電子証明書に記録誤り又は記録漏れがあった場合等に失効。

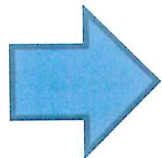
各事業者の登録時情報(電子証明書)でチェックが可能

公的個人認証サービス利用によるメリット②-2 ～顧客情報の「異動なし」の把握と「更新の契機」の把握～ 【生命保険会社の皆様へ】

電子証明書の失効状況を確認することで、以下の対応が可能です。

電子証明書の特徴1

死亡したときは必ず失効（署名用／利用者証明用ともに失効）

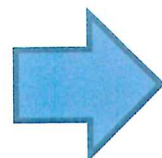


実地調査を行い、死亡が判明した場合、
円滑に保険金支払手続に移行可能

未払いリスクを回避

電子証明書の特徴2

利用者証明用電子証明書が失効していない。⇒「死亡していないことが確実」



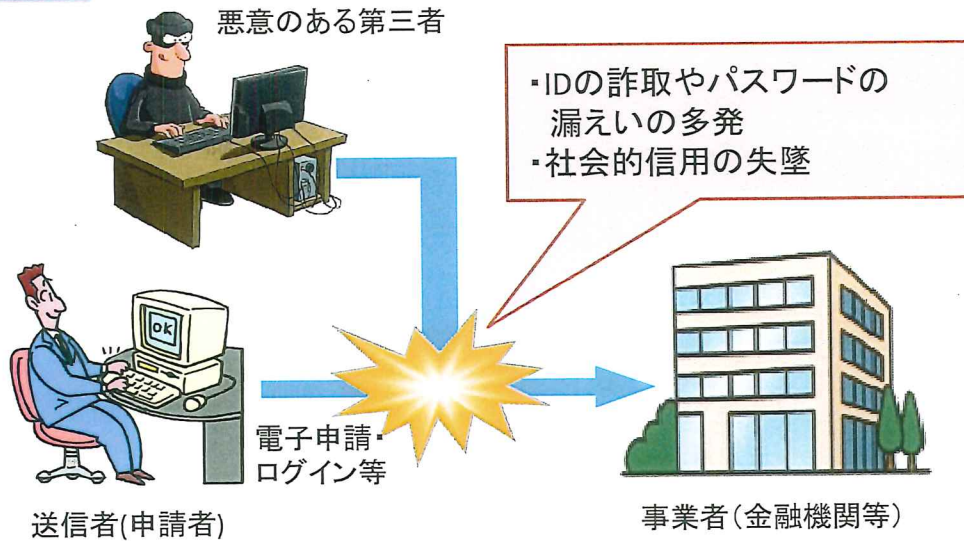
生涯年金型保険の保険金を継続して
支払いOK

過払いリスクなし

公的個人認証サービス利用によるメリット③

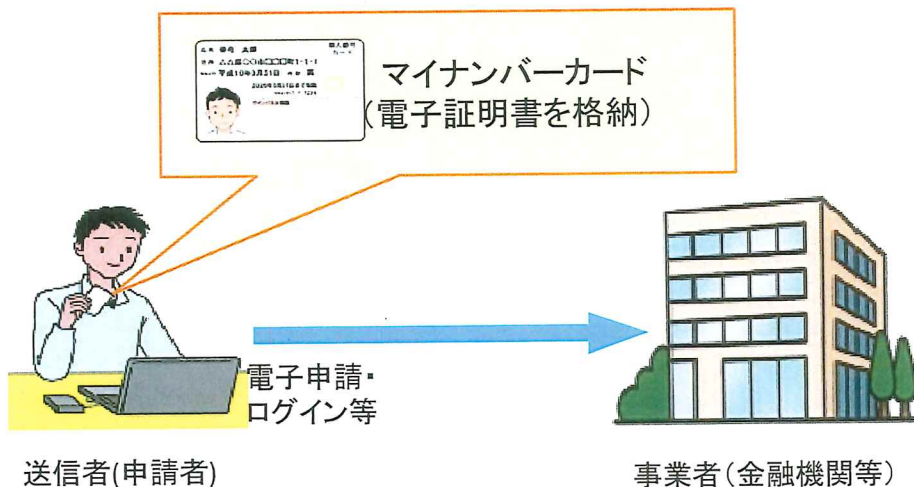
～ 確実な登録ユーザーの確認 ～

従来



- ・近年、インターネットバンキングに係る不正送金事件が急増。
- ・被害件数:1,495件 被害額:約31億円(平成27年。警察庁調べ)。
- ・被害口座に係るパスワード等を不正入手する方法は、コンピュータウイルスで表示した不正画面やフィッシングサイトに入力を求めるものが主。また、他サイトで使用しているパスワードの使い回しが狙われる事案も多発。

公的個人認証サービスによる電子証明書の利用

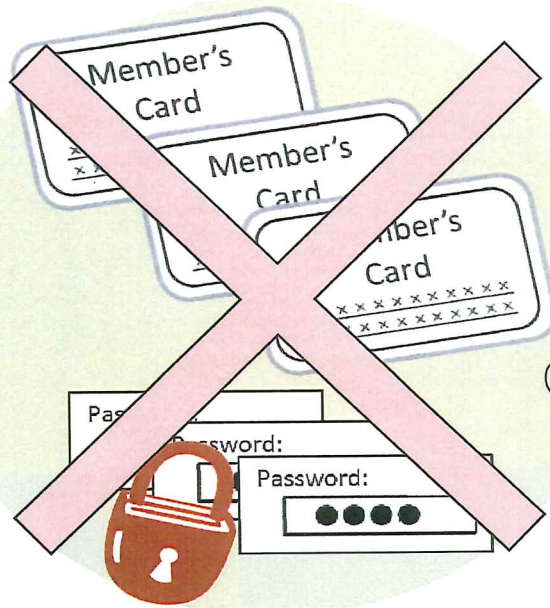


- ・マイナンバーカード保有者のみ使用可能
→漏えいの危険なし。
- ・マイナンバーカードの紛失時等の対応に備え、地方公共団体情報システム機構が24時間体制で管理。事業者(金融機関等)の負担も軽減。

ID・パスワードと公的個人認証サービスの違いについて

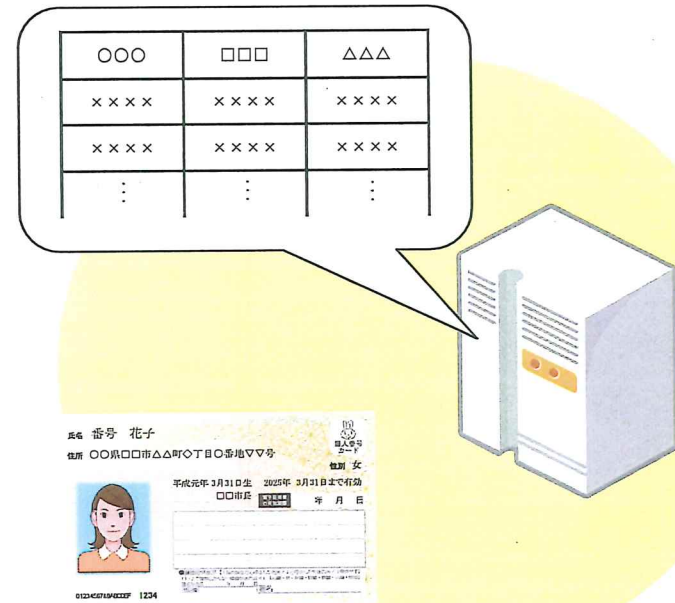
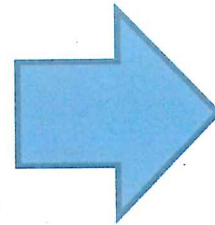
	ID・パスワード	公的個人認証サービス	
		利用者証明用電子証明書	署名用電子証明書
方法	○利用者がID・パスワードをキーボードで入力。通常、数文字程度の英数字。	○マイナンバーカードに電子証明書と秘密鍵を記録。 ○パスワード（4桁の数字）を入力した上で、乱数を利用者証明用の秘密鍵で暗号化。	○パスワード（6～16桁の英数字）を入力した上で、確定申告書等の文書を署名用の秘密鍵で暗号化。
危険性	○スパイウェア、フィッシングの蔓延等により、ID・パスワードが抜き取られる恐れあり。 ○生年月日や電話番号などからの類推、無作為入力によるヒットのおそれあり。 ○利用するシステムが増えるほど管理が甘くなる可能性が高まる（例：パスワードをメモ）。	左のような危険性はない。 ○秘密鍵は、マイナンバーカードのICチップに記録。秘密鍵は、一度記録すると絶対に外に取り出せないため（耐タンパ性）、第三者が取り出して使うことは不可能。 ※盗用するためには、①本人のマイナンバーカードを所持した上で、②本人の設定した暗証番号を入力する必要あり。 ○異なるシステムでも同一の電子証明書を安全に使用可能。	
その他	—	—	○電子署名法に基づき、電子署名により、電子文書が真正に成立したとの法律上の推定効が発生。

公的個人認証サービス利用によるメリット④ ～ お客様カードの代替 ～



(例)

- キャッシュカード
- クレジットカード
- ポイントカード
- 社員証
- ○○資格証
- ○○免許証
- 保険証 など



- 公的個人認証サービスによる電子証明書の提出を受ける事業者は、顧客情報とともに電子証明書の有効性に関する正確な情報をデータベースで保存・管理することが可能。
- また顧客も電子証明書が格納されたマイナンバーカードを持っていればよいため、お客様カードを発行する必要がなく、コストの削減が可能。
- 事業者自らがパスワードを管理する必要がなく、コストの削減が可能。

利用者証明用電子証明書の新旧シリアル番号の紐付け実現について(イメージ)

(平成29年1月サービス提供開始)

課題



Aさん

署名用
Aさん
シリアル1

利用者証明用
シリアルA



・オンラインショップ
・ネットバンク など

民間事業者(署名検証者)

利用申込時(初回)

署名用電子証明書(シリアル1)でサービスの登録を申込

サービスDBに登録

シリアル1 Aさん シリアルA

利用時(2回目以降)

利用者証明用電子証明書(シリアルA)でログイン

成功(シリアルAがAさんとわかる)

更新等(5年目の有効期間満了等)後

利用者証明用電子証明書 更新等
(シリアルA ⇒ シリアルBに)

利用者証明用
シリアルB

利用者証明用電子証明書(シリアルB)でログイン

× シリアルBがAさんとはわからない
⇒ 利用申込からやり直す必要

H29年1月以降(新旧シリアル番号紐付け機能の実現)

更新等(5年目の有効期間満了等)後

利用者証明用電子証明書(シリアルB)でログインを試みる

シリアルBのひとつ前のシリアルを機構に照会

⇒ 機構はシリアルAと回答※

⇒ シリアルB ⇨ シリアルA ⇨ Aさんとわかる。

※当該やりとりのために機構が認証業務情報を利用できることについて利用申込時に本人同意を得ることが必要

シリアル1 Aさん シリアルA シリアルB

利用者証明用電子証明書の新旧シリアル番号の紐付け実現について(イメージ)(その2)

(平成29年1月サービス提供開始)

課題



Aさん

利用者証明用

シリアルA

利用申込時(初回)

利用者証明用電子証明書 (シリアルA) でサービスの登録を申込

利用時(2回目以降)

利用者証明用電子証明書 (シリアルA) でログイン

更新等(5年目の有効期間満了等)後

利用者証明用電子証明書 更新や再発行
(シリアルA ⇒ シリアルB に変更)

利用者証明用
シリアルB

利用者証明用電子証明書 (シリアルB) でログイン

H29年1月以降(新旧シリアル番号紐付け機能の実現)

更新等(5年目の有効期間満了等)後

利用者証明用電子証明書 (シリアルB) でログインを試みる



・オンラインショップ
・ネットバンク など

民間事業者(利用者証明検証者)

サービスDB(ユーザ登録)に登録

Aさん

紐付け

シリアルA

※別途尋ねる。

成功(シリアルA が Aさん とわかる)



シリアルB が Aさん とはわからない
⇒ 利用申込からやり直す必要



シリアルB が Aさん とはわからない

シリアルB のひとつ前のシリアルを機構に照会

⇒ 機構は シリアルA と回答※

⇒ シリアルB ⇔ シリアルA ⇔ Aさん とわかる。

※当該やりとりのために機構が認証業務情報を利用できることについて事前に本人同意が必要

※機構から、シリアルA を取得することについて、事業者側も本人同意が必要

マイナンバーカード読み取り対応スマートフォン一覧

対応スマートフォンの機種数
(2020年3月30日現在)

Android 122機種※事業者ごとに計上
iPhone 11機種※iPhone7以降対応

Android

2020年

【シャープ製】

ドコモ2機種、au 2機種、ソフトバンク2機種、MVNO 2機種



【Google製】

Pixel 6機種



【サムスン製】

楽天モバイル2機種

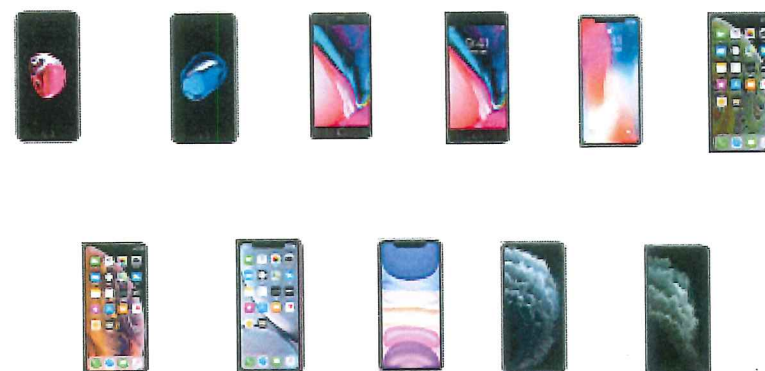


iOS (iPhone)

2019年

【Apple製】

iPhone11機種



2016年からの対応スマートフォンは以下のとおり(数字は機種数)

- ・2016年 【シャープ製】ドコモ1、au2、ソフトバンク1、MVNO1 【富士通製】ドコモ2
- ・2017年 【シャープ製】ドコモ2、au3、ソフトバンク3、Y!mobile1、UQ3、J:COM1、MVNO2 【富士通製】ドコモ4 【ソニー製】ドコモ2、au1、ソフトバンク1
- ・2018年 【シャープ製】ドコモ2、au2、ソフトバンク2、Y!mobile1、UQ1、MVNO2 【富士通製】ドコモ2 【ソニー製】ドコモ4、au3、ソフトバンク2 【サムスン製】ドコモ4、au3 【トリニティ製】SIMフリー1
- ・2019年 【シャープ製】ドコモ2、au3、ソフトバンク3、楽天モバイル2、MVNO3、UQ1、Y!mobile1 【富士通製】ドコモ1、ソフトバンク1、法人向けSIMフリー2、Y!mobile1 【ソニー製】ドコモ3、au3、ソフトバンク2、楽天モバイル1、Y!mobile1、UQ1 【サムスン製】ドコモ5、au5、UQ2、JCOM1 【京セラ製】au2、Y!mobile1

公的個人認証サービスにおける署名検証者の認定基準について

1. 基本的な考え方

民間事業者側のシステム、組織体制、運用規程の整備状況等を総合的に評価し、主にセキュリティの観点から、公的個人認証サービスを適切に利用できる民間事業者を認定する。

2. 認定基準

基本的な考え方に基づき、以下のとおり認定基準を定める。

規程類の整備

署名検証等を実施するに当たって必要な事項(業務手順、業務従事者の責任・権限、監査等)が、民間事業者内で規定されているかを評価する。

電気通信回線を通じた不正アクセスの防止

主にインターネットを通じた社外からの攻撃に対して、ネットワーク面でのセキュリティ対策が講じられているかを評価する。

正当な権限を有しない者による操作の防止

担当者以外がシステムを操作できないように、必要な措置(ID・アクセス権の管理等)が講じられているかを評価する。

動作を記録する機能

監査を実施するためには、監査に必要なログ(システムの動作記録)を取得しておくことが必要となる。必要なログが取得される措置が講じられているかを評価する。

入退場管理に必要な措置

民間事業者側の設備に関して、評価対象システムが設置される場所(失効情報を取り扱うサーバの設置場所等)への入退場管理について、必要な措置が講じられているかを評価する。

外部組織との連携に係る措置

総務大臣の認定を受けようとする民間事業者が社外の資源を利用する場合(外部の事業者が提供するシステムやサービスを利用する場合等)に、秘密保持契約等の必要な措置が講じられているかを評価する。

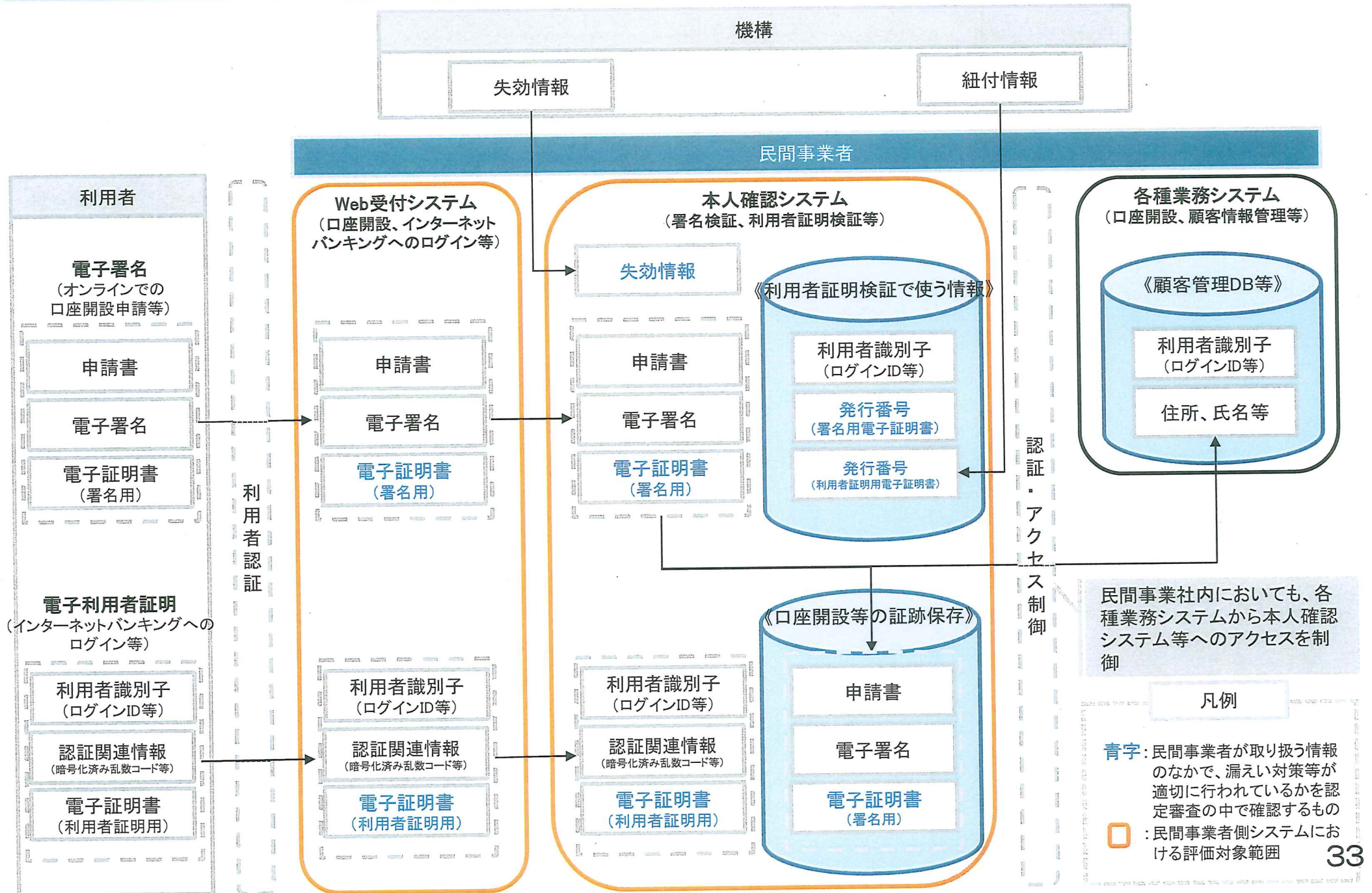
情報セキュリティに係る組織体制

署名検証等に係る民間事業者側の情報セキュリティ管理体制(責任者、業務実施担当者等)が整備されているかを評価する。

役員等の要件

役員及び業務統括責任者において、公的個人認証法及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律等に違反する等により、罰金の刑以上の刑に処せられた者等がないかを評価する。

民間事業者のシステム及び評価対象システム(イメージ)



民間事業者における公的個人認証サービスの活用（総務大臣認定制度・プラットフォーム事業者制度）①

公的個人認証サービスの民間開放（平成28年1月～）

- ✓ 行政機関等に利用が限定されていたが、インターネットによるサービスや電子商取引が普及・発展していくなかで、民間においても、安全・安心なサービス利用や取引を実現する観点から、より確実に本人確認を行うことができる環境づくりが求められたことにより、公的個人認証法の改正により民間事業者にもその利用を開放。

総務大臣認定制度

- ✓ 公的個人認証サービスの利用に当たり、民間事業者は
 - 利用者から電子証明書（記載事項：基本4情報、電子証明書の発行番号（一意の番号）等）
 - J-LIS（地方公共団体情報システム機構）から電子証明書の失効情報 等、極めて重要な個人情報を取扱うこととなる。
- ※ 受領した電子証明書を失効情報と照合し、失効していないことを確認することにより当該電子証明書の有効性確認を行う。
- ⇒ システム上の措置や組織・人的な措置等の一定の基準を満たす事業者にのみ利用を認める総務大臣認定制度を創設。
 - ◀総務大臣認定基準の主な項目▶
 - ① システム上の措置（不正アクセス等の防止措置、担当者以外が操作できないような措置、システムの動作記録を取得 等）
 - ② 組織・人的な措置（従事者の責任や監査等を定めた業務手順書、他の事業者と業務を行う際の秘密保持、責任者の明確化 等）

プラットフォーム事業者制度

- ✓ 総務大臣認定を受けるに当たって、データセンターの整備・運用等の一定のコストが必要となる場合があります、民間事業者への普及拡大にあたっての阻害要因となり得る。
- ⇒ 既に総務大臣認定を受けた事業者（PF事業者）に、電子証明書取扱等の業務を全て委任した事業者（SP事業者）も公的個人認証サービスの効果を楽しむ「プラットフォーム事業者制度」を創設。
- ※ プラットフォーム（PF）事業者：公的個人認証サービスの基盤（プラットフォーム）を提供する事業者
サービスプロバイダ（SP）事業者：利用者（エンドユーザー）に直接サービスを提供する事業者

民間事業者における公的個人認証サービスの活用（総務大臣認定制度・プラットフォーム事業者制度）②

通常のケース (自社が総務大臣認定を受け署名検証者となる)

認定基準の主な項目

①システム上の措置(不正アクセス等の防止措置、担当者以外が操作できないような措置、システムの動作記録を取得等)

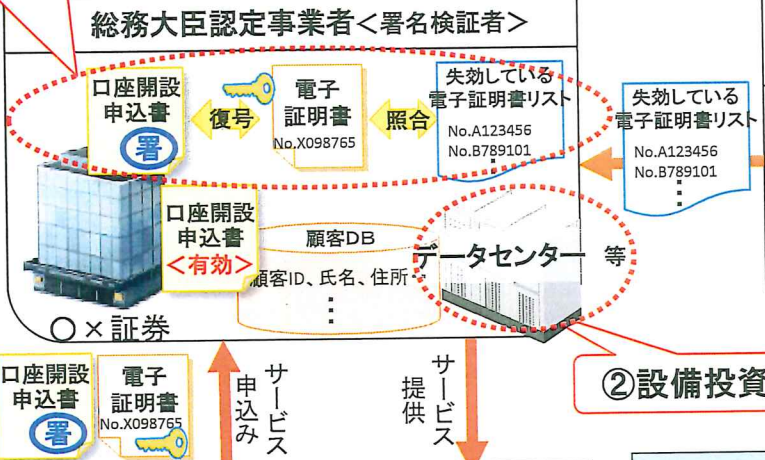
②組織・人的な措置(従事者の責任や監査等を定めた業務手順書、他の事業者と業務を行う際の秘密保持、責任者の明確化等)

①行政手続

申請

認定

③機微な情報の管理、署名検証業務

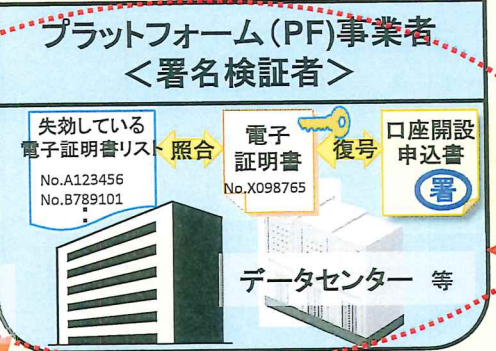
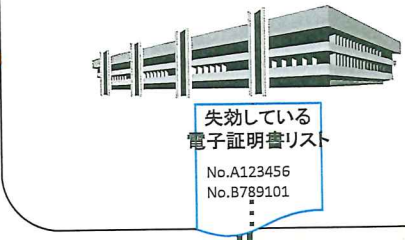
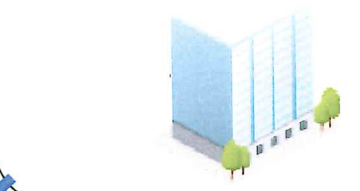


②設備投資

※PF事業者に委託することで

①行政手続
②設備投資
③機微な情報の管理、署名検証業務 を要せずに
公的個人認証サービス活用によるオンラインサービス等の充実・拡大を図ることができる。

プラットフォーム事業者を活用したケース



サービスを利用するための手数料等の経費(想定)

A 独自で評価対象システムを導入する民間事業者における経費

- a 利用開始に当たり発生する経費(イニシャルコスト)
評価対象システムの導入費
- b 利用開始後、発生する経費(ランコスト)
 - ① 評価対象システムの保守費
 - ② 失効情報等の提供に係る手数料

B PF事業者へ委託する民間事業者における経費

- a 利用開始に当たり発生する経費(イニシャルコスト)
PF事業者の評価対象システムと連携するための改修に係る経費
- b 利用開始後、発生する経費(ランコスト)
 - ① PF事業者の設置・管理する評価対象システムの利用料
 - ② 失効情報等の提供に係る手数料

公的個人認証サービスにおける民間署名等検証者の情報提供手数料の設定について(1/2)

1. 基本的な考え方

- ① 低廉性: インターネット取引等の基盤として、多様な業種の多数の事業者にご利用頂けるよう、十分に低廉な料金設定とする。
- ② 公平性: 多様な業種の多数の事業者の利用を想定し、サービス利用に応じた料金設定とする。
- ③ 持続性: サービスが持続可能となるよう、サービスの利用が拡大する将来においては、利用者の負担(電子証明書発行手数料(国民)及び情報提供手数料(府省等・民間事業者)並びに地方の利用相当負担)で、サービスの費用を賄うことが見込める料金設定とする。*

※【注】 サービスの費用は、これまで利用者に代わりほぼ地方が負担。今後、これに加え、当面、国が、番号法施行に伴う費用増加及びマイナンバーカード普及促進の観点から、電子証明書発行手数料相当額を負担。

2. 情報提供手数料

- ① 当面は、利用促進を図るため、民間事業者から見たサービス利用のメリットを分析し、「低廉性」を重視した単価とする。※【注1】
- ② 「公平性」等の観点から、利用に応じた料金(従量制)を基本としつつ、※【注2】多様な業種・事業者に適切に対応するため、「大口割引」等を可能にするための規定も設ける。
- ③ 当該単価等は、当面のものであり、利用の拡大等に応じ、柔軟かつ適切に見直しを行う。特に、単価の低減が図れるよう、利用の拡大に積極的に取り組む。※【注3】

※【注1】 手数料の単価では、当面(5年程度)は、利用者の負担のみで費用を賄うことは難しいと考えられる(地方及び国の負担が継続する)が、将来的に、サービスの利用が拡大・定着すれば、利用者の負担のみで費用を賄うことが期待できる単価であり、「持続性」にも配慮している。

※【注2】 「定額制」では、「利用の少ない者」の利用が進まず、「利用が多い者」の利用に応じた負担がなされない(すなわち、「公平性」及び「持続性」の観点から、課題がある。)。このため、「署名等検証者からの問い合わせに対して失効情報の集合物を提供する方法」又は「即時に回答する方法」の別を問わず、有効性確認を行った件数に応じた「従量制」を基本とする。

※【注3】 情報提供手数料を含めた利用者の負担が、サービス全体の経費を超えないことは当然。よって、将来的に、利用が拡大していけば、単価を低減させることが可能。そのような状況になることをめざし、利用の拡大に向け、積極的に取り組む。

公的個人認証サービスにおける民間署名等検証者の情報提供手数料の設定について(2/2)

【手数料】

- ◆ 署名用電子証明書の有効性確認を行った件数 × 20円
- ◆ 利用者証明用電子証明書の有効性確認を行った件数 × 2円
- ◇ 大口の利用、利用事務・事業の公益性その他の事情にかんがみ、手数料の単価又は総額の減額を行う場合がある。
 - 現況確認のための有効性確認は、利用者毎に年間2件以上であっても、1件とみなす。
(CRLを利用する場合で、かつ、現況確認のために行う確認であることが認識できるものとして機構が認めるものに限る。)
- ※1 対応証明書の発行の番号の提供は、利用者証明用電子証明書と同様に、2円/件。
- ※2 平成29年1月より提供開始の「電子証明書の新旧シリアル番号の紐付けサービス」及び「年齢判定機能」については、当該機能を使用する前提として電子証明書の有効性確認の実施が必須となることから、手数料としては有効性確認のための情報提供手数料のみを徴収し、当該機能の使用料等を名目とした追加の徴収は行わない。

【民間事業者から見たサービス利用のメリット分析】

- ◆ 署名用を利用することによる主なメリットは、次のとおりであり、これらを総合的に勘案し、20円と設定した。
 - ① 「住民票記載の正確な氏名・住所等の4情報＋有効/無効」が取得できる。
 - ② 申請等の否認・改ざん、なりすましを防止できる(法的な真正成立推定効も得られる。)(ネットバンキングの不正送金被害約31億円(27年))。
 - ③ 銀行等において、口座開設時に必要となる本人確認書類の郵送の負担(郵便代82円等)が不要となる。
 - ④ 利用者証明用とあわせ利用することで、氏名・住所の異動を把握できる(確認葉書郵送の負担(郵便代62円等)がなくなる。)
- ◆ また、利用者証明用を利用することによる主なメリットは、次のとおりであり、これらを総合的に勘案し、また、住基ネット手数料の大口料金(3円)等を参照して、署名用の10分の1である2円と設定した。
 - ① なりすましログインを防止できる(不正送金等の被害を防止できる。)(安心感の増大から取引拡大も期待できる。)
 - ② 署名用とあわせ利用することで、氏名・住所の異動を把握できる(確認葉書郵送の負担(郵便代62円等)がなくなる。)

サービスの利用を開始するまでの手順(イメージ)

A 独自で評価対象システムを導入する民間事業者における手順

ステップ1: 技術仕様等の入手

民間事業者は、J-LISとNDA(機密保持契約)を締結し、サービスに係る技術仕様書入手して、評価対象システムの設計を行う。

ステップ2: 大臣認定の手続き

民間事業者は、大臣認定の申請を行う。総務大臣は、認定基準を満たしているかの確認を、認証業務を行うJ-LISに依頼する。

総務大臣は報告を踏まえ、大臣認定を行う。

ステップ3: サービスの利用準備

民間事業者は、大臣認定を受けた設計書等に基づき、評価対象システム等を構築する。

B PF事業者に委託する民間事業者における手順

ステップ1': PF事業者の選定・調整

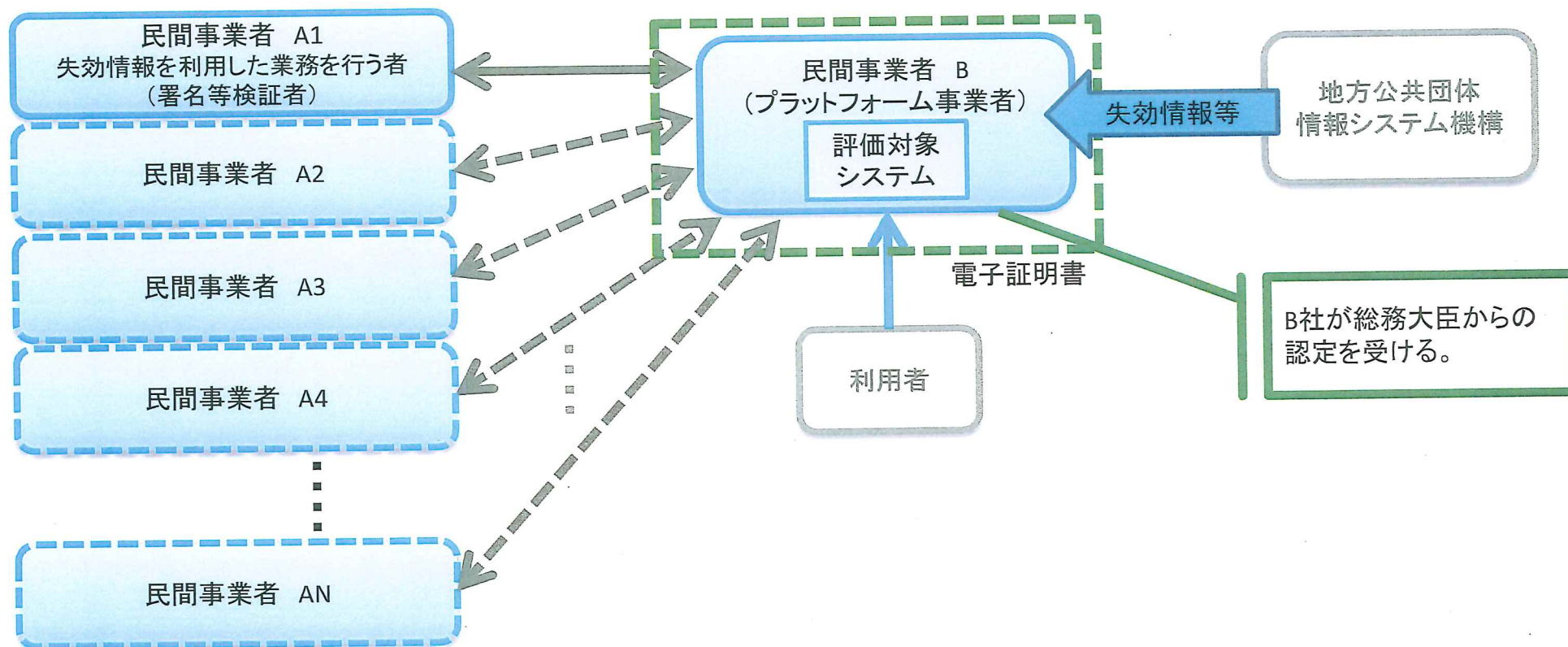
業界として、又は個別に、PF事業者を選定し、その接続方法やサービス利用料などについて、調整を行う。

ステップ2': サービスの利用準備

民間事業者は、サービスを利用するために必要となる業務システムの改修を行う。

「プラットフォーム事業者」を活用した公的個人認証サービスの利用の推進について

- 公的個人認証サービスの利用のために必要となる「電子証明書の受付・有効性確認等のためのシステム」を、各民間事業者（署名等検証者）が個別に整備・運用するのではなく、特定事業者（いわゆる「プラットフォーム事業者」）が整備し、これを、各民間事業者が利用することとすれば、いわゆる「割り勘効果」により、各民間事業者の導入・利用コストを大きく削減することが期待できる。
- こうした、プラットフォーム事業者を活用した公的個人認証サービスの利用の拡大を推進するため、制度面において、以下の趣旨の措置を講じている。
 - ① 「総務大臣の認定」（法17条1項6号）について
「電子証明書の受付・有効性確認のためのシステム」の全部を、プラットフォーム事業者に委託する場合には、各民間事業者に代わり、プラットフォーム事業者が認定を受けることができることとし、各民間事業者の負担を軽減する。
 - ② 「機構への届出」（法第17条第1項）について
「電子証明書の受付・有効性確認のためのシステム」の全部を、プラットフォーム事業者に委託する場合には、各民間事業者に代わり、プラットフォーム事業者が届出を行うことができることとし、各民間事業者の負担を軽減する。



公的個人認証サービスの民間利用

【令和2年4月1日現在】

民間事業者においても住宅ローンの契約手続や証券口座開設等の場面で、公的個人認証サービスの活用が進んでいる。
 ※民間事業者34社(大臣認定事業者14社、同事業者を利用している事業者20社)がサービスを提供

事業者名	公的個人認証の活用事例	事業者名	公的個人認証の活用事例
○日本デジタル配信(株)	CATVを用いた年金支給に係る現況確認(実証事業)	○サイバートラスト(株)	プラットフォーム
○ICTまちづくり共通プラットフォーム推進機構	パソコン等での母子健康情報の閲覧	・(株)シーイーシー	子育てワンストップ支援
○NTTコミュニケーションズ(株)	プラットフォーム	・大日本印刷(株)	オンラインバンクの口座開設(ジャパンネット銀行と連携)
・一般社団法人 日本海ヘルスケアネット	調剤情報の共有サービス	・(株)ジャパンネット銀行	オンラインバンクの口座開設(大日本印刷と連携)
○(株)NTTデータ	プラットフォーム	・(株)TRUSTDOCK	オンラインでの本人確認サービスの提供
・エスクロー・エージェント・ジャパン	住宅ローンのオンライン契約	・(株)ネクスウェイ	オンラインでの本人確認サービスの提供
・日本郵便(株)	電子レターの受取り(MyPost)	・(株)LogicLinks	MVNOサービスの契約
・auカブコム証券(株)	オンラインでの証券口座開設	・パーソナルキャリア(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供
・マネックス証券(株)	オンラインでの証券口座開設	・(株)グラファー	オンラインでの本人確認サービスの提供
○GMOグローバルサイン(株)	プラットフォーム	・(株)blockhive	オンラインでの本人確認サービスの提供
・GMOクリック証券(株)	オンラインでの証券口座開設	○(株)野村総合研究所	プラットフォーム
・(株)グッドスターグループ	携帯電話のレンタル契約	・野村證券(株)	オンラインでの証券口座開設
・共同印刷(株)	オンラインでの金融機関等口座開設	○凸版印刷(株)	プラットフォーム
		・(株)三菱UFJ銀行	住宅ローンのオンライン契約
		・トッパン・フォームズ(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供
		○(株)サイバーリンクス	流通業における電子契約
		○日本医師会	HPKIカードの発行
		○(株)日立製作所	健診情報閲覧時の本人確認
		○日本電気株式会社	プラットフォーム
		○(株)パイブドビッツ	オンラインでの金融機関等の口座開設
		○(株)システムコンサルタント	オンラインでの電子契約サービス

○:大臣認定事業者
 ・:大臣認定事業者に署名検証業務を委託してサービスを提供している事業者

公的個人認証サービス 民間利用事例① 新規証券口座開設時のマイナンバー取得及び本人確認

・GMOグローバルサインがプラットフォーム事業者、GMOクリック証券がサービス提供事業者として実施

2016年1月から所得税法等により、新規顧客又は住所変更等を行う既存顧客については、個人番号の収集が義務化されており、犯罪収益移転防止法の特定事業者にあたる証券金融業では、厳格な本人確認が求められます。

<公的個人認証サービスの利用>

各根拠法に準拠する形かつ業務の効率化及び顧客利便性の向上を目指し、GMOグローバルサインの公的個人認証サービスを利用した本人確認サービスを利用します。

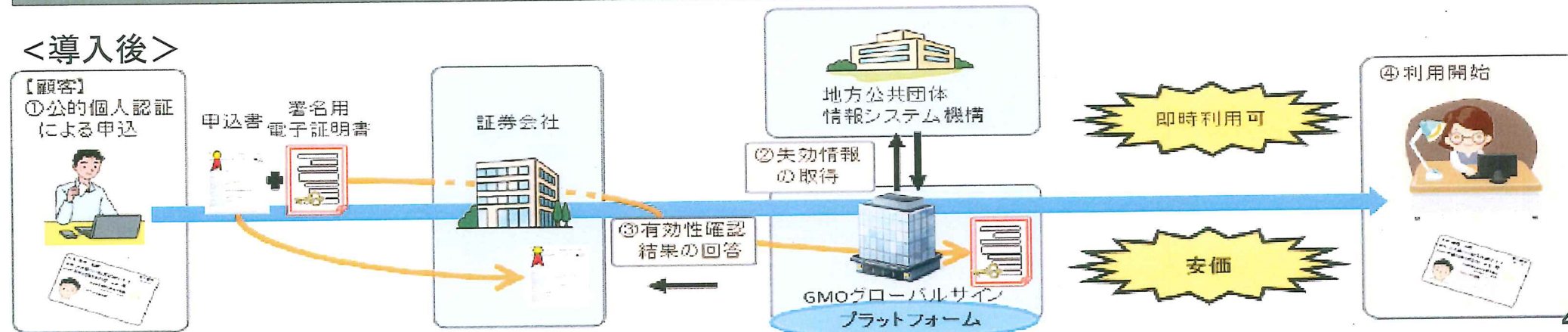
公的個人認証サービスを利用することで、郵送や追加の本人確認書類が不要なためオンライン完結かつ即時取引開始が可能になるメリットがあります。

<サービス開始日> 2016年11月26日

<現状>



<導入後>



公的個人認証サービス 民間利用事例② 住宅ローン契約手続を電子化するサービス

・凸版印刷がプラットフォーム事業者、三菱UFJ銀行がサービス提供事業者として実施

<従来の住宅ローンの契約の方法>

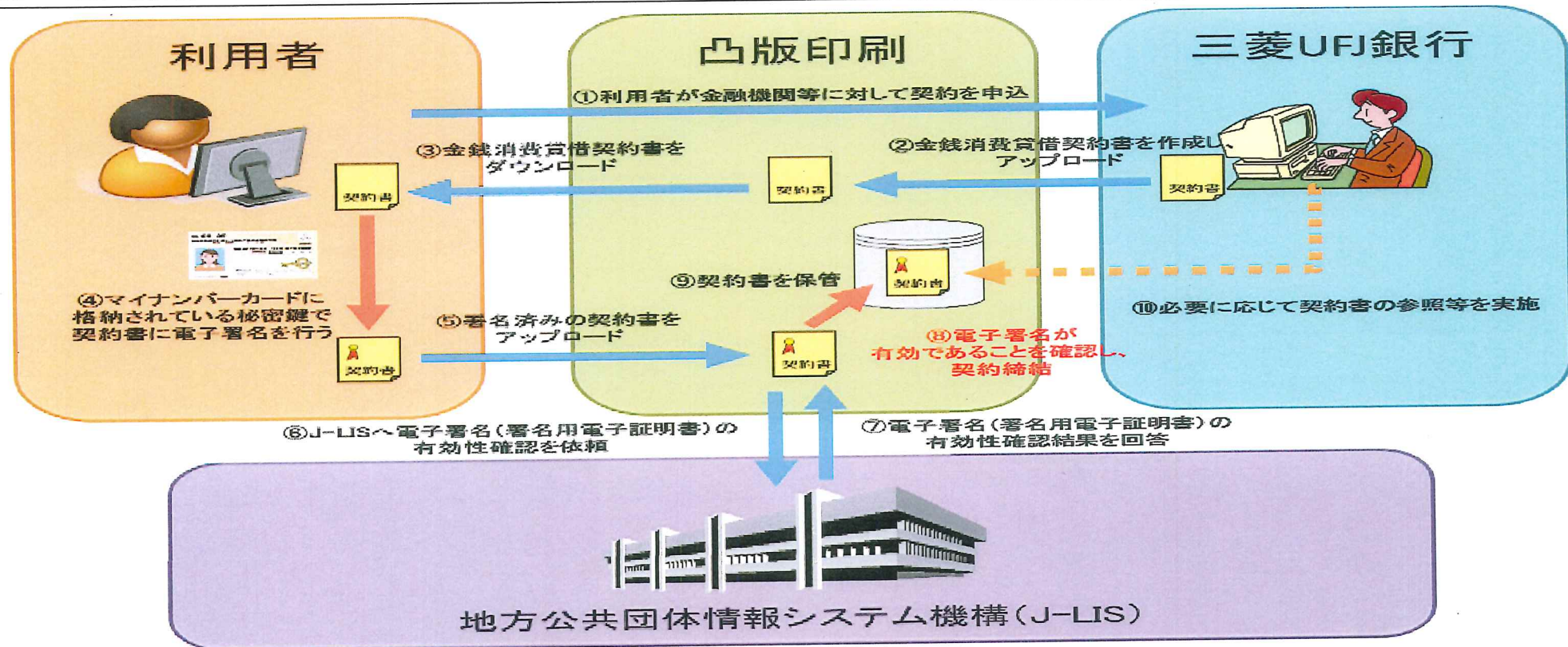
従来、住宅ローンの契約手続きにあたっては、契約書の紙面への記入や実印の押印、収入印紙の貼付などを銀行へ来店の上実施する必要があり、契約者に負担が生じていました。

<公的個人認証サービスの利用>

今後、凸版印刷が提供する住宅ローン等の金銭消費貸借契約を電子的に行うことのできるプラットフォームサービスの導入により、自宅のパソコンからペーパーレスで住宅ローン契約手続きが可能となり、次のとおり契約者の負担が軽減されます。

- (1) 自宅のパソコンで手続きが完結するため、銀行への来店の必要がなくなる
- (2) ペーパーレスのため、収入印紙の貼付や実印の押印などの必要がなくなる

<サービス開始日> 2017年5月1日 ※三菱地所レジデンス、東急リバブルと協働で開始



○母子健康情報サービスのマイナンバーカードの活用

妊娠中・子育て中のママと家族へ向けた未来型健康支援・子育て支援サービス

➤ 母子健康手帳に記録されている情報や子育てに関する情報を電子化・ウェブ化することで、いつでも、どこでも、安心して情報を提供するサービス

➤ 提供される情報・サービス

- 自治体からのお知らせ
- 日記機能
- はじめて記念日
- 法定健診結果のデータ連携
- 予防接種履歴のデータ連携
- 予防接種のスケジュール管理
- ご家族や遠方の祖父母との情報共有機能



マイナンバーカード1枚
で利用登録！

スマートフォン・パソコン
で情報閲覧可能！

➤ マイナンバーカードの公的個人認証を活用することで、安全に、正確に本人確認を実施し、スマートフォン、パソコンで情報・サービスの利用が可能

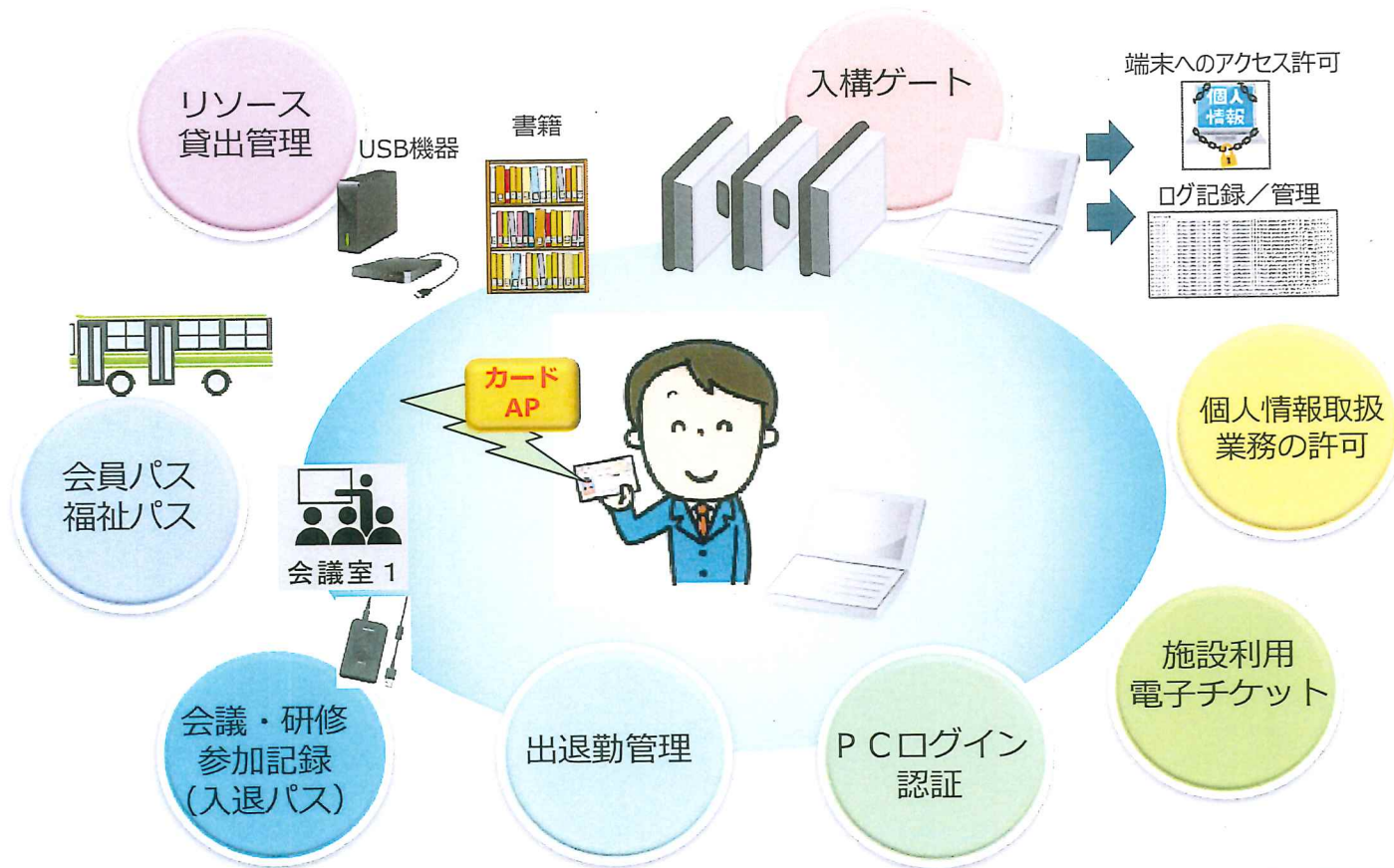
➤ 母子健康サービスの品質向上とコスト削減を図れ、さらに住民との接触機会が増加



マイナンバーカードのICチップ内の空き領域の活用について

- マイナンバーカードのICチップ内の空き領域は、カードアプリケーション(以下「カードAP」という。)を搭載することで、顧客向けの様々なサービスに利用することができる。
- カードAPを搭載するシステム及び情報を読み書きするソフトウェアは、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)で提供しており、個別にカードAPを搭載するシステムを用意する必要がないため、導入及び運用コストが削減できる。
- カードAPを搭載することで、マイナンバーカード1枚で様々なサービスが受けられるようになる。

<マイナンバーカードの空き領域の活用例>



<空き領域の活用によるメリット>

マイナンバーカードを使用するため新規のカード作成は不要

国際規格に準拠、セキュリティの高いマイナンバーカード利用

経費を抑え使い勝手の良いクラウドも利用可能

複数のサービスをマイナンバーカード1枚に集約できる

カードの有効期限が10年間、長期にわたり継続利用できる

●御興味のある方はこちら ⇒ [マイナンバーカードアプリケーション搭載システム](#)で検索

徳島県の実施事例

- マイナンバーカードの顔写真を利用した顔写真入り職員証
- マイナンバーカードによるパソコン等へのログイン(セキュリティ強化)

- 1 マイナンバーカードの顔写真を利用した顔写真入り職員証
- 職員証(マイナンバーカードの顔写真部分と氏名部分が透明となっているもの)とマイナンバーカードを重ね合わせ、専用のカードケースに挿入することで、顔写真入り職員証として使用
 - なお、マイナンバーを外から見られないよう、カードケースの裏面は非透明

マイナンバーカードとの重ね合わせ

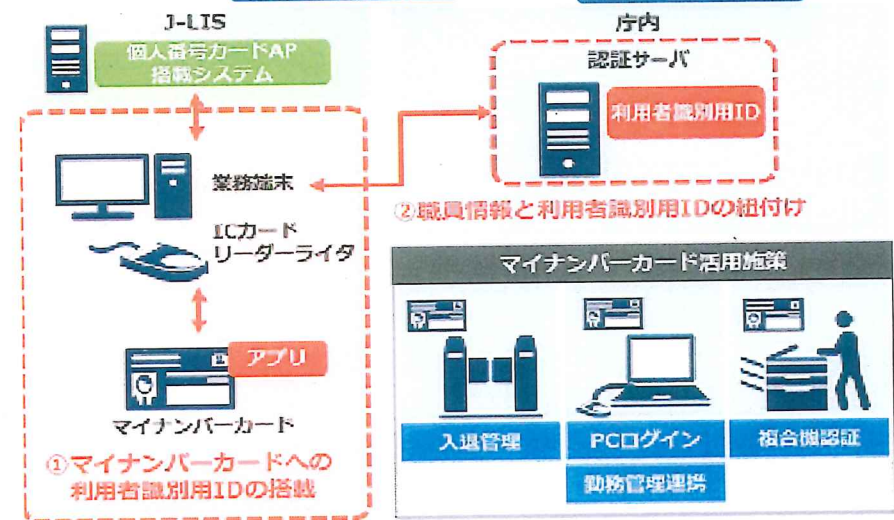


職員証



カードケース裏面

- 2 マイナンバーカードによるパソコン等へのログイン
- マイナンバーカードの空き領域へ利用者識別のためのアプリケーションを組み込むことで、マイナンバーカードをパソコンへのログイン、特定のセキュリティ管理区域への入室時の本人確認に活用
 - パスワードによる認証では、同じパスワードの使いまわし等、セキュリティ強度低下のリスクが常に存在することを解消



※徳島県は上図の「複合機認証」は実施していない。 46

群馬県前橋市の取組事例

○マイタク(でまんど相乗りタクシー)のマイナンバーカードの活用

平成28年より導入しているマイタク※の利便性向上のため、マイナンバーカードを活用する実証実験を平成29年度に開始

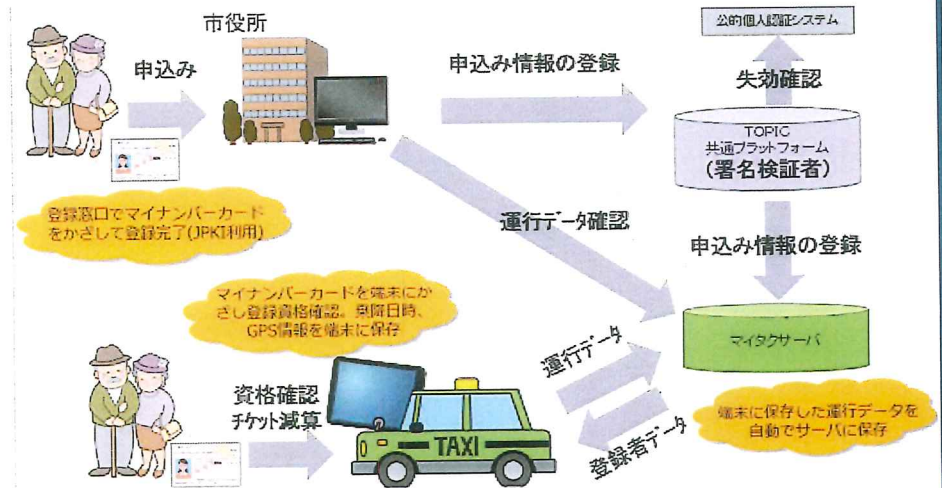
※マイタク:高齢者など移動困難者がタクシーを利用する際の運賃補助制度。利用登録を行うことで利用者へ利用登録書と利用券が発行され、タクシー利用時に提示することで運賃補助を受けることができる。

○マイタク利用のフロー

- (1)マイタク申請者のマイナンバーカードの空き領域にカードAPを書き込み(市役所・支所の窓口)
※条例制定以降に交付されるマイナンバーカードには、交付前に事前にカードAPを書き込み
- (2)マイタクの利用登録(市役所・支所の窓口)
※カードAPの書き込みがない申請者には、(1)と(2)を同時に実施
- (3)タクシー内に設置している端末にマイナンバーカードをかざして利用
自動で割引料金を計算
- (4)端末から運行データをマイタクサーバーにアップデート、データ確定処理等を行い、
利用明細書を作成
- (5)マイタクサーバーの精算データを利用し、精算手続きを実施

○マイナンバーカードによる電子化・自動化により以下の効果が得られる

- 利用登録証、利用券がマイナンバーカード1枚に
- 利用登録から即日利用可能
(現行では、利用登録や利用券等の発送に2週間必要)
- 利用料金の計算、利用条件の確認等を自動化
- 運行履歴データの作成や割引条件の変更も自動対応



NTTコミュニケーションズ株式会社によるマイナンバーカードの利用

社員の認証が必要となる様々なシーンで、マイナンバーカードの空き領域を利用

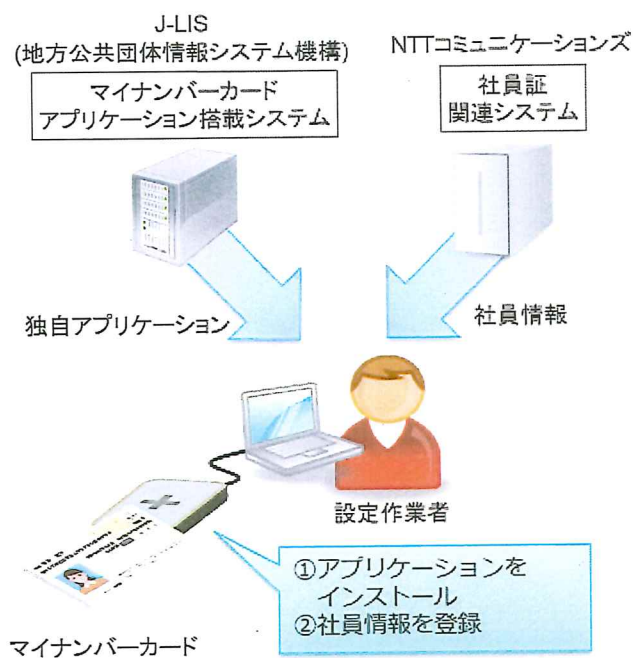
<利用シーン>

- ① NTTコミュニケーションズの本社ビル（大手町）への入退館
- ② セキュリティエリアへの入退室
- ③ 業務用パソコン・複合機の利用

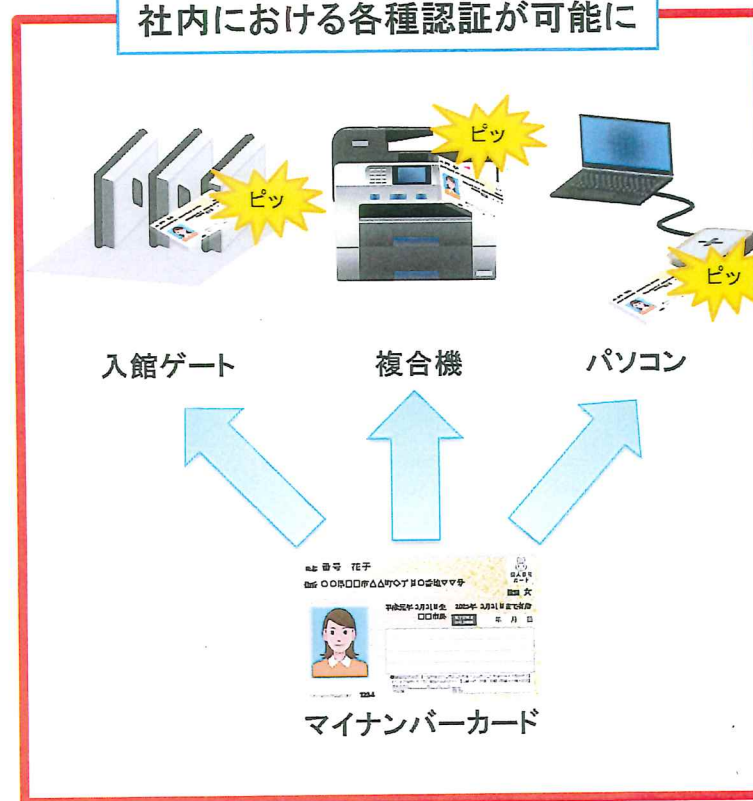
<利用開始時期> 2019年1月

※ 当初は本社ビル（社員約**5,000人**）で利用を開始し、順次他のオフィスビルへの拡大も検討中

(ICチップの利用開始準備)

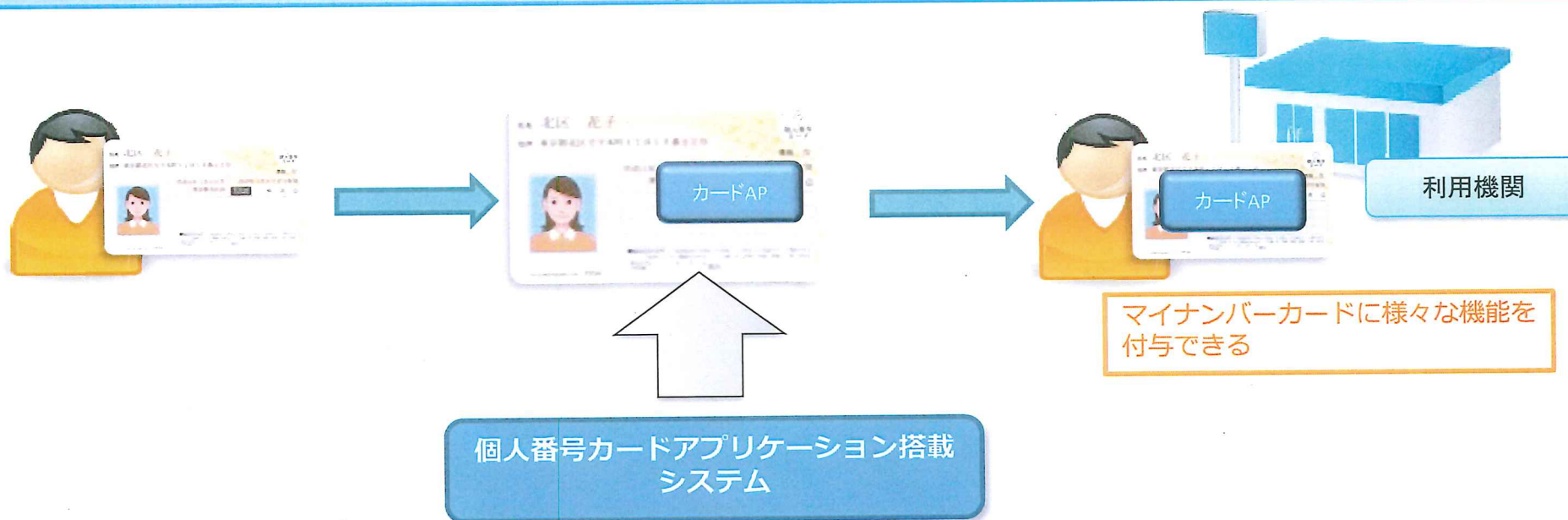


社内における各種認証が可能に



個人番号カードアプリケーション搭載システムとは

個人番号カードアプリケーション搭載システムは、マイナンバーカードに対し利用機関の任意のカードAPを搭載することで、個人番号カードを利用した業務・サービスを行えるようにするためのシステムである。



利活用におけるメリット

- ・市区町村が交付するマイナンバーカードを使用するため、新規でカードを作成する必要がない。
- ・カードの有効期限が10年間のため、当面使用できる。
- ・国際規格に準拠したセキュリティの高いカードである。
- ・個人番号カードアプリケーション搭載システムとカードAP内の情報を読み書きするソフトウェアはJ-LISが提供しているため、安価で容易にサービスの導入が可能。

空き領域に搭載するカードAPについて

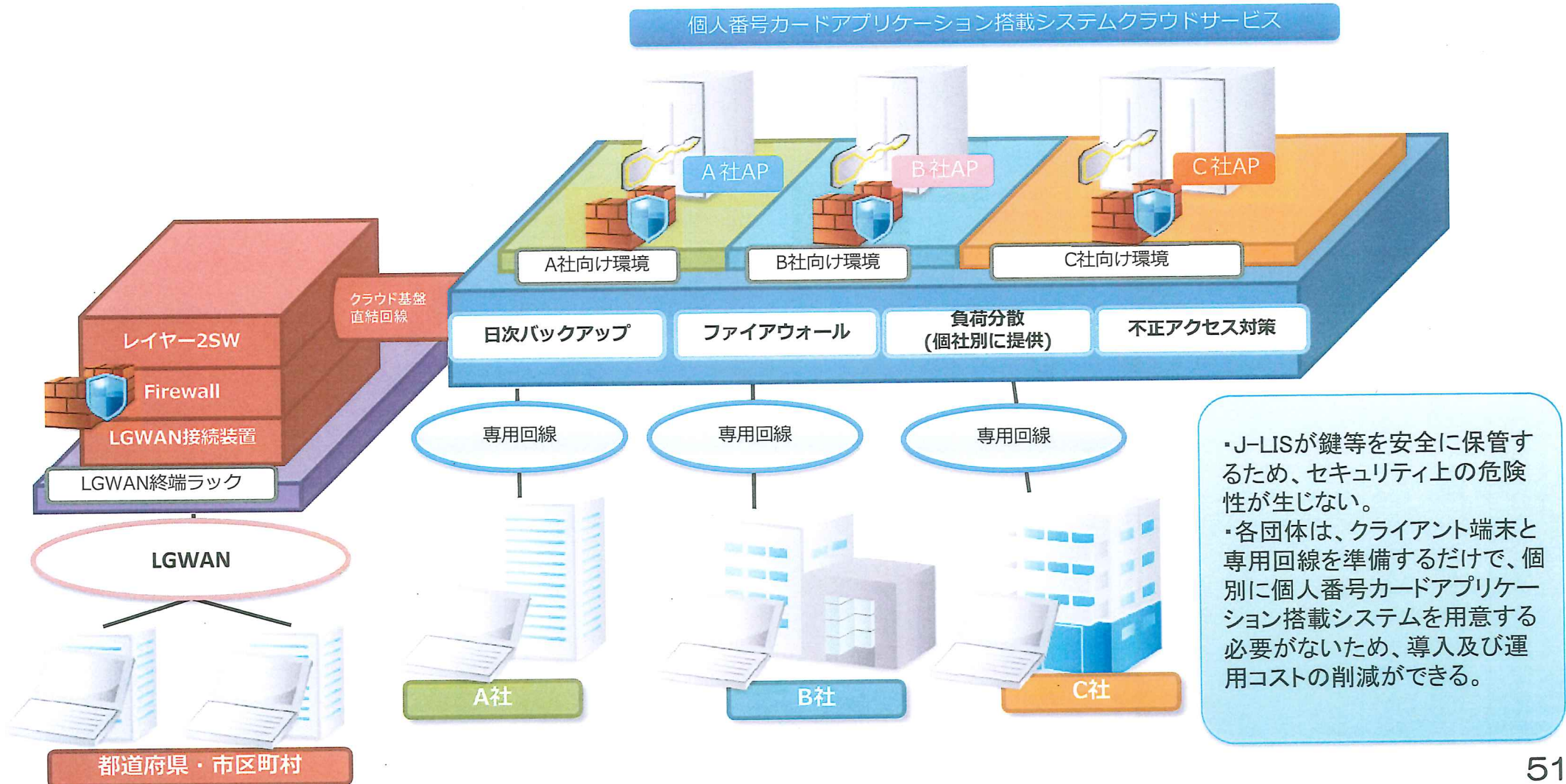
空き領域(拡張利用領域)に搭載するカードAPとして3種類の標準タイプのカードAP(以下「標準カードAP」という。)を、J-LISが無償で提供している。

種別	概要	情報	パスワード	相互認証	格納データの暗号化
タイプA (レコード型AP)	相互認証を行うため、厳密な認証が必要とされるケースに適しています。 (主に、コンビニ交付、印鑑登録証、自動交付機等で使用)	ID等	あり/なし	あり	なし
タイプC (共通カードAP)	認証不要でIDを読み出すことが可能なアプリケーションです。(主に図書館、ポイントサービス等で使用。)	IDのみ	なし	なし	なし
タイプD (バイナリ型AP)	格納できるデータ容量が大きく、データの暗号化を行うアプリケーションです。(主に、避難者情報等の4情報を取り扱うサービスで使用。)	ID等	あり/なし	あり	あり

標準カードAPの利用が適さないシステムにおいては、独自仕様のカードAP(以下「独自カードAP」という。)を利用することも可能。(独自カードAPは、カードアプリケーションアダプタを使用した独自カードAPを、J-LISが無償で提供する。)

個人番号カードAP搭載システムのクラウドサービス提供

個人番号カードアプリケーション搭載システムをJ-LISがクラウドサービスとして提供することで、個人番号カードにカードAPを搭載する各団体(国、都道府県、市区町村、民間事業者等)において、それぞれカードアプリケーション搭載システムを独自に用意する必要がなくなるため、個人番号カードの利用の開始が容易になり、かつ、利用に係るコストの削減ができる。



個人番号カードアプリケーション搭載システムの利用のための法基準適合性の確認

個人番号カードアプリケーション搭載システムを利用するに当たっては、次の基準に適合する必要がある。

1 役員等の基準

- ・役員等に反社会勢力に該当する者がいないこと。

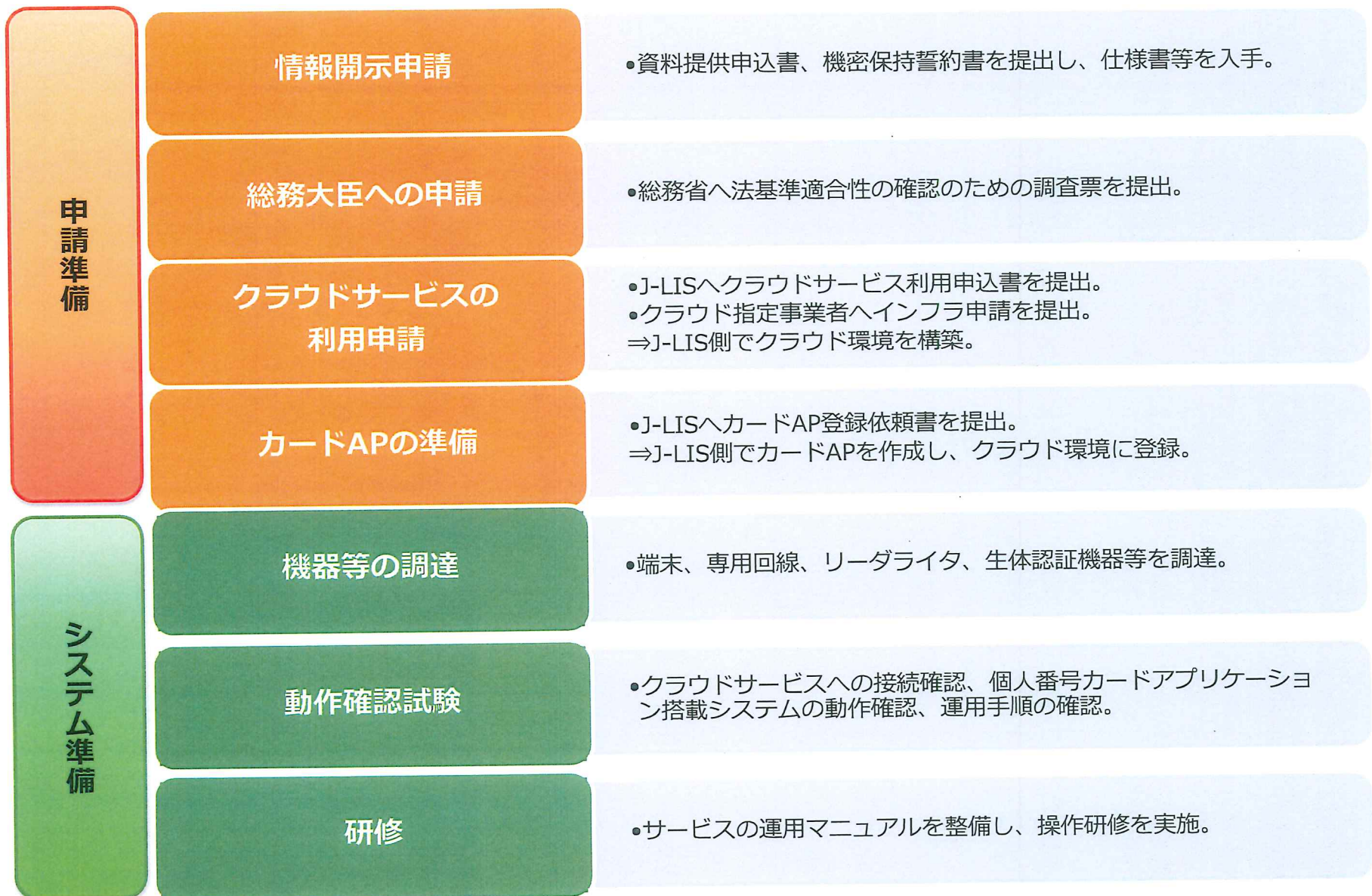
2 カードAP等の基準

- ・J-LISが規定するカードAPを使用すること。
- ・カードAPの搭載を行うシステムは、J-LISが整備するものを利用すること。
- ・カードAPの搭載を行うシステムと端末の通信は専用回線とし、カードAP搭載に必要な通信のみ許可し、交換するデータは暗号化すること。
- ・端末はカードAP搭載の専用端末とし、ウイルス対策、物理的な保護対策を講ずること。
- ・端末の管理者を任命し、端末の操作者のアクセスを生体情報等で確認を行うこと。
- ・端末の操作ログを取得すること。

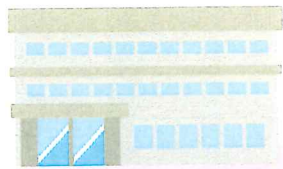
3 業務等の基準

- ・カードAPの搭載等の業務について、規程等により明確に定め、業務を適切に実施すること。
- ・業務の委託を行う場合は、委託先事業者に対し同様のセキュリティ対策を実施させるとともに、適切な監督を行うこと。
- ・業務の監査の結果及びカードAPの搭載等の件数を年1回総務大臣に報告すること。

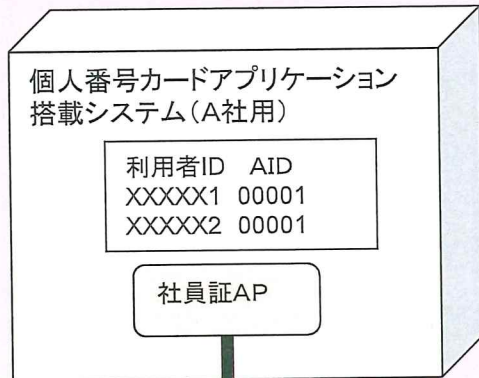
個人番号カードアプリケーション搭載システム サービス開始までのステップ



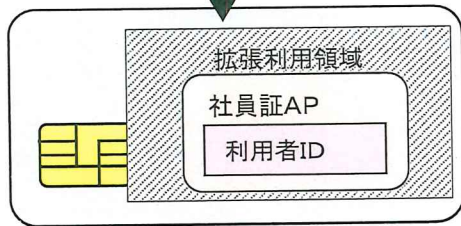
マイナンバーカードを社員証として利用



J-LIS クラウドセンター



社員証APのダウンロード
利用者IDの書き込み

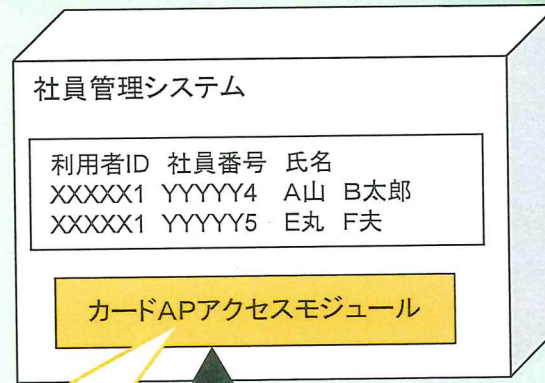


利用者IDは、条例利用サービスで使用する一意の番号。

→マイナンバーは使用しません！

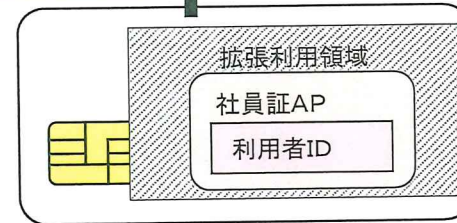


A社



個人番号カードアプリケーション搭載システムと共にJ-LISが無償で提供

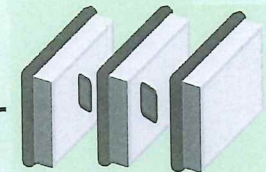
利用者情報の登録
(カードAPアクセスモジュールを使用して利用者IDの読出し)



既存の社員管理システムの社員番号と利用者IDを紐付け、業務システムと連携することで、さまざまなサービスを提供することが可能。

A社業務システム

入構ゲート



PCログイン



出退勤管理



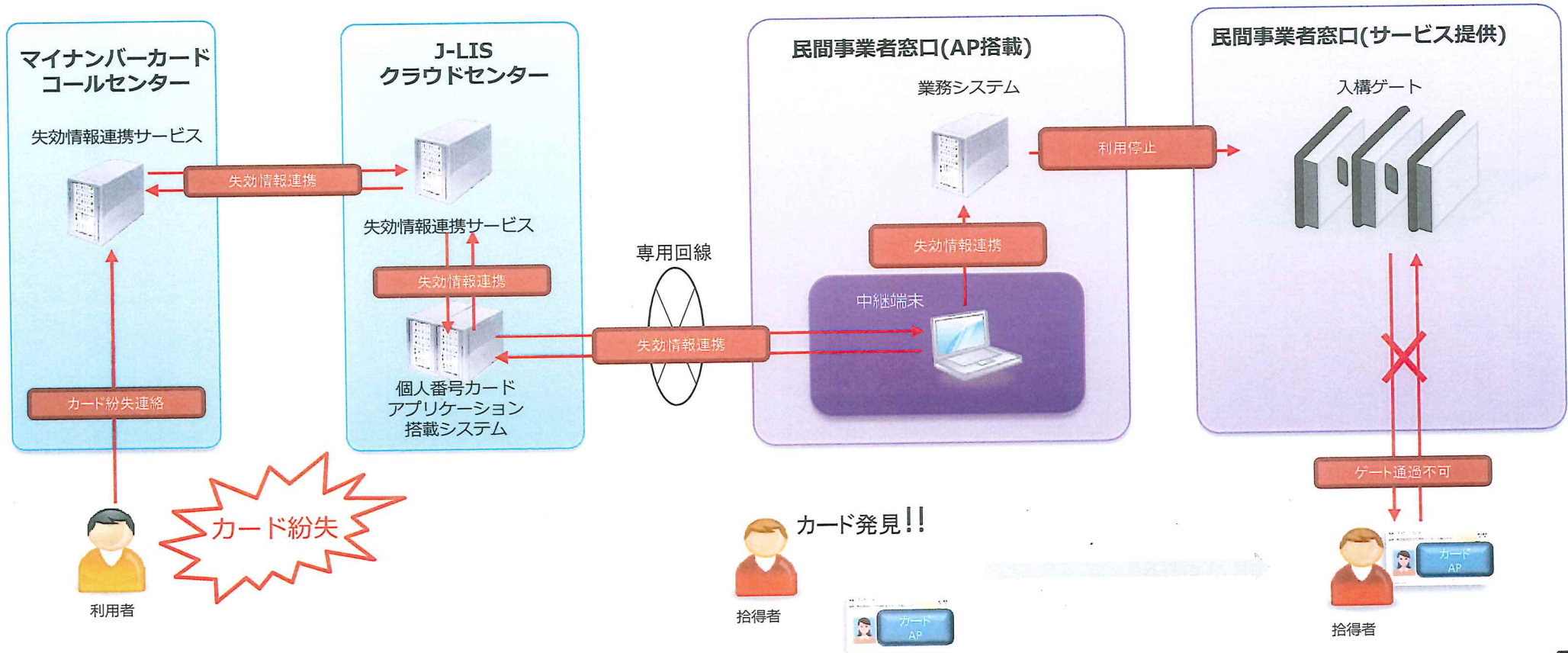
機密情報の持ち出し管理



失効情報連携

カード紛失、盗難時には、利用者がマイナンバーカードコールセンターに連絡すると、失効情報が個人番号カードアプリケーション搭載システムを通じて、民間事業者に自動で連携される。民間事業者は、失効情報を業務システムに連携することによって、サービスを停止することができる。(個人番号カードアプリケーション搭載システムでの失効情報の更新は、1日1回行われる。)

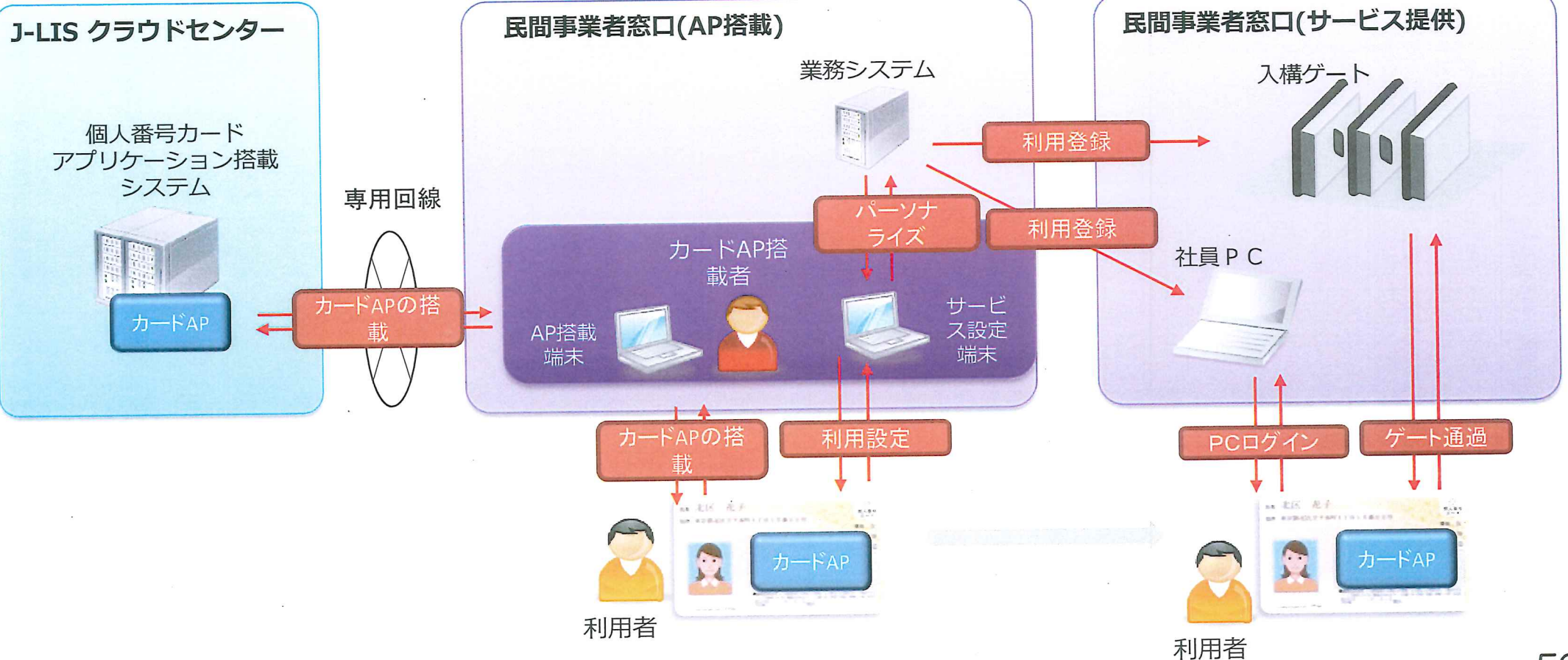
なお、急ぎで停止する場合は、業務システム側で直接止める対応をしていただく必要がある。



カードAP搭載からサービス利用までの流れ

カードAP搭載者は、個人番号カードアプリケーション搭載システムを利用してAP搭載端末から個人番号カードに対してカードAPを搭載する。

業務システムのサービス設定端末において、搭載したカードAPのパーソナライズを実施する。
利用登録が済んだら、サービス側(入構ゲート、社員PCのログイン等)で使うことができる。



カードAP利用のために民間事業者において必要な準備

システムの準備

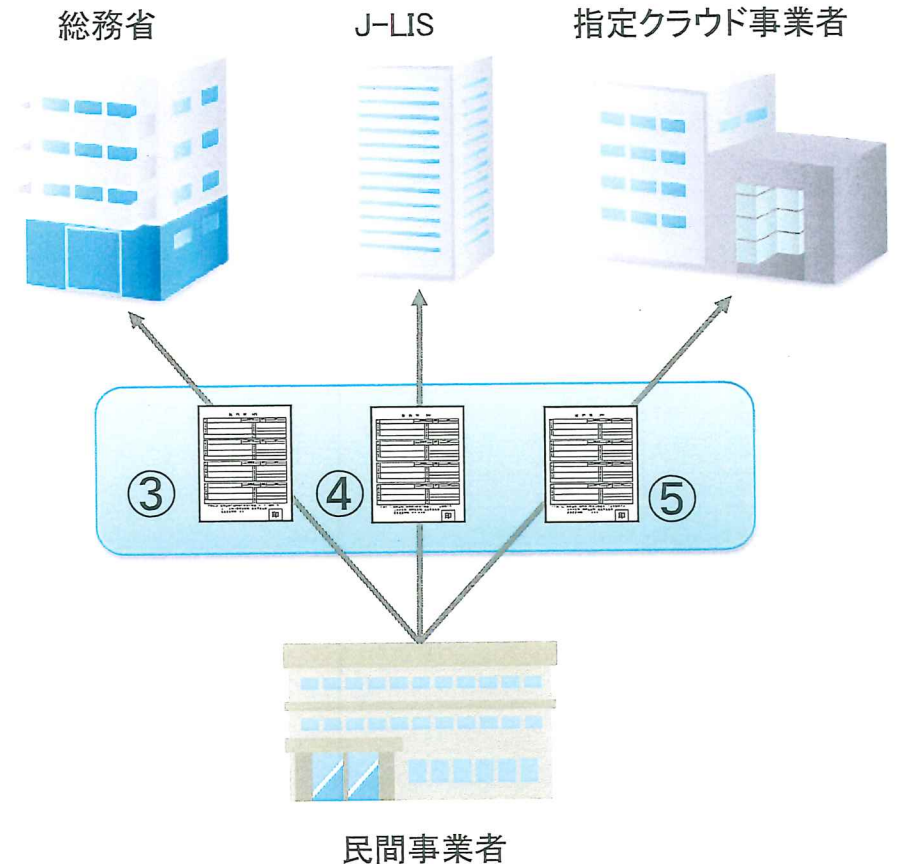


J-LISが
準備

民間事
業者が
準備



申請手続きの準備



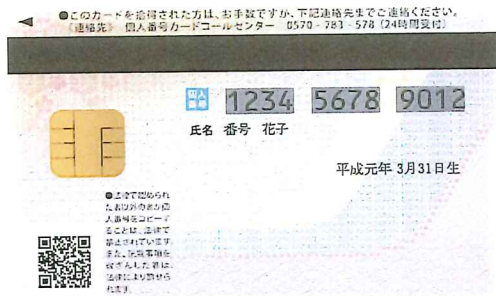
①カードAP搭載端末と専用回線	②業務システムの改修	③総務省への申請	④J-LISへの申請	⑤指定クラウド事業者への申請
端末機器、ICカードリーダーライター、専用回線、ネットワーク機器等の調達等	利用者IDを業務システムの利用者と紐付ける機能の改修等	総務大臣による法基準適合性の確認	クラウドサービス利用申込書、カードAP登録申請書等	クラウドインフラ利用申請等

マイナンバーカードのアプリの概要

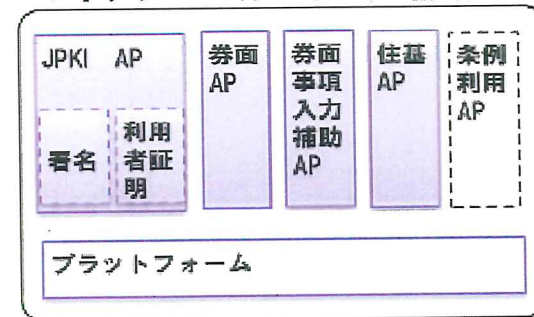
マイナンバーカードの表面



マイナンバーカードの裏面



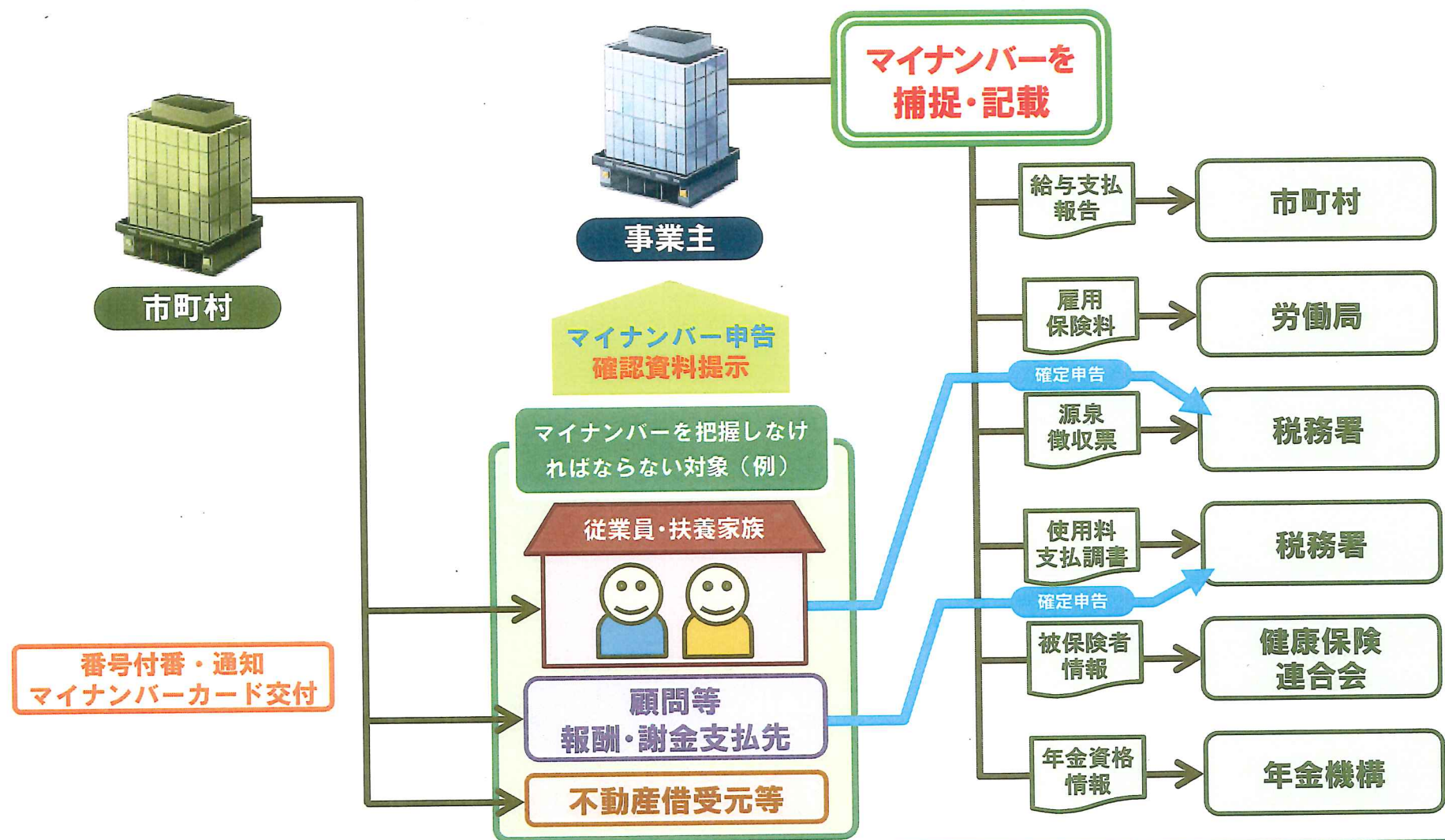
マイナンバーカードのAP構成



AP	用途・機能	アクセスコントロール
JPKI-AP (公的個人 認証AP)	・署名用電子証明書は電子申請に利用	暗証番号(6~16桁の英数字)
	・利用者証明用電子証明書はマイナポータル等のログインなどに利用	暗証番号(4桁の数字)
券面AP	<ul style="list-style-type: none"> ・対面における券面記載情報の改ざん検知 ・対面における本人確認の証跡として画像情報の利用 <p>※記録する情報は、 表面情報: 4情報+顔写真の画像 裏面情報: マイナンバーの画像</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○マイナンバーを利用できる者 マイナンバー12桁により表と裏の券面情報を確認 ○マイナンバーを利用できない者 生年月日6桁+有効期限西暦部分4桁+セキュリティコード4桁により表の券面情報のみ確認
券面事項 入力補助AP	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーや4情報を確認(対面・非対面)し、テキストデータとして利用することが可能 <p>※記録・利用する情報は、 ①マイナンバー及び4情報 並びにその電子署名データ ②マイナンバー 及びその電子署名データ ③4情報 及びその電子署名データ</p> <p>注)①、②については、番号法に基づく事務でのみ利用可能。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①については、暗証番号(4桁の数字) ②については、マイナンバー12桁 ※これにより、券面目視によりマイナンバーを手入力するようなケースで正誤チェックが可能となる。 ③については、生年月日6桁+有効期限西暦部分4桁+セキュリティコード4桁
住基AP	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票コードを記録 ・住基ネットの事務のために住民票コードをテキストデータとして利用可能 	暗証番号(4桁の数字)

※「暗証番号(4桁の数字)」については、統一の設定も可能。
ただし、生年月日やセキュリティコード等と同一は不適當。

マイナンバー制度における事業主の責務(本人確認及びマイナンバーの捕捉・記載)



- ✓ 従業員、扶養家族、退職者、報酬受給者のマイナンバー捕捉・管理・報告
- ✓ マイナンバーの正確性・真正性を雇用主が確認・・・確認資料として一番确实：マイナンバーカード
- ✓ 把握の時期は事務ごとに決定される ⇒ 源泉徴収票は原則H29.1～

本人確認の方法(マイナンバーカードは1枚で番号確認+身元確認が可能な唯一の書類)

番号確認

① マイナンバーカード (法16)

② 通知カード (法16)

③ 個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書 (令12①)

④ ①から③までが困難であると認められる場合 (則3①)

ア 地方公共団体情報システム機構への確認(個人番号利用事務実施者)

イ 住民基本台帳の確認(市町村長)

ウ 過去に本人確認の上、特定個人情報ファイルを作成している場合には、当該特定個人情報ファイルの確認

エ 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認める書類(i 個人番号、ii 氏名、iii 生年月日又は住所、が記載されているもの)

※ 源泉徴収票など個人番号利用事務等実施者が発行等する書類や、自己の個人番号に相違ない旨の本人による申告書などを想定

身元(実存)確認

① マイナンバーカード (法16)

② 運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書 (則1①一、則2一)

③ 官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施され、個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(i 氏名、ii 生年月日又は住所、が記載されているもの) (則1①二、則2二)

④ ①から③までが困難であると認められる場合は、以下の書類を2つ以上(則1①三、則3②)
ア 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書

イ 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(i 氏名、ii 生年月日又は住所、が記載されているもの)

⑤ ①から③までが困難であると認められる場合であって、財務大臣、国税庁長官、都道府県知事又は市町村長が租税に関する事務において個人番号の提供を受けるときは、以下のいずれかの措置をもって④に代えることができる。(則1③、則3③)

ア 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書のいずれか1つ

イ 申告書等に添付された書類であって、本人に対し一に限り発行・発給された書類又は官公署から発行・発給された書類に記載されている i 氏名、ii 生年月日又は住所、の確認

ウ 申告書等又はこれと同時に提出される口座振替納付に係る書面に記載されている預貯金口座の名義人の氏名、金融機関・店舗、預貯金の種別・口座番号の確認

エ 調査において確認した事項等の個人番号の提供を行う者しか知り得ない事項の確認

オ アからエまでが困難であると認められる場合であって、還付請求でない時は、過去に本人確認の上で受理している申告書等に記載されている純損失の金額、雑損失の金額その他申告書等を作成するに当たって必要となる事項又は考慮すべき事情であって財務大臣等が適当と認めるものの確認

⑥ 個人番号の提供を行う者と雇用関係にあること等の事情を勘案し、人違いでないことが明らかと個人番号利用事務実施者が認める時は、身元(実存)確認書類は要しない。(則3⑤) 60

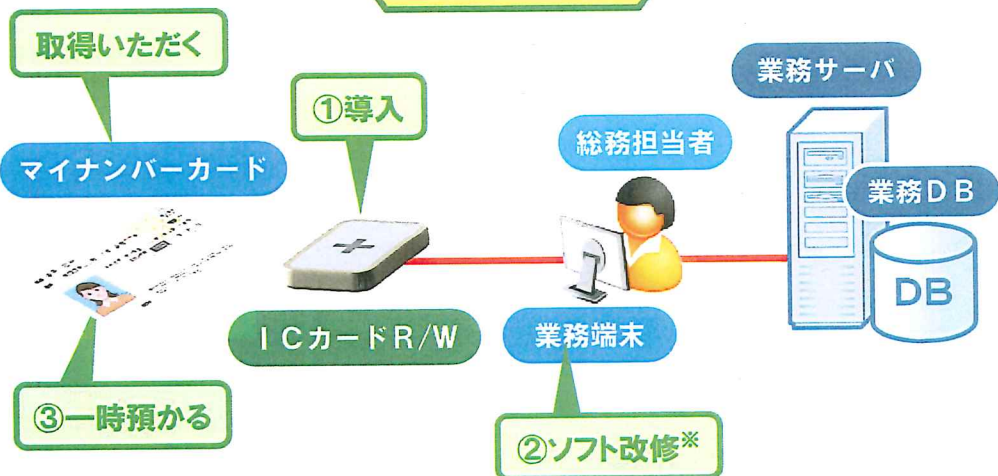
マイナンバーの入力を正確・迅速に行う～「券面事項入力補助アプリ」の利用方法(その①)

主な利用主体・場面

- ◆ 個人番号関係事務・利用事務実施者が
- ◆ 従業員とその家族のマイナンバーを税や社会保障の各種帳票に記載する場面で

準備・利用の手順

準備



- ※ 機能追加
カード読込→マイナンバーを業務端末に表示→マイナンバーを業務DBに取込
- ※ 改修に必要な券面事項入力補助アプリのインターフェースは、地方公共団体情報システム機構において開示(具体的な開発計画及び秘密保持契約の締結が必要)。

利用



- 1' 預かったカードをICカードR/Wにかざす。
- 2' カードを見てマイナンバーを入力する。(注)
- 3' 業務端末からカードに照会をかける。
- 4' 入力が正しければ、カードからマイナンバーが返され、業務端末に表示される。入力が誤りがある場合は、その旨が返され、業務端末に表示される。
- 5' 返されたマイナンバーを業務サーバに取り込む。

メリット

マイナンバーの正確な入力が可能に

(注)マイナンバーカードには、マイナンバーの入ったQRコードが記載されており、バーコードリーダーにより読込むソフト改修を行えば、さらに省力化が可能。

4情報の入力を正確・確実に行う～「券面事項入力補助アプリ」の利用方法(その②)

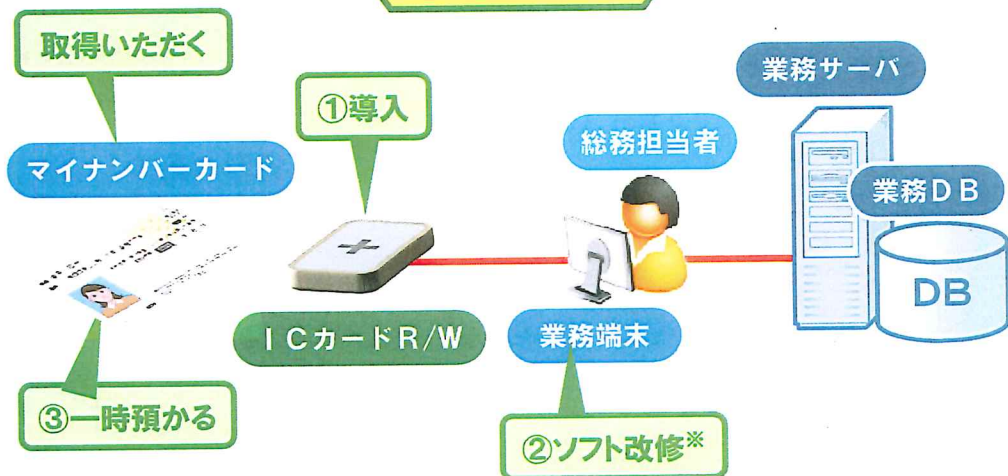
主な利用主体・場面

◆ 従業員等の4情報を記載する場面で

※マイナンバーを利用しないときも利用可能

準備・利用の手順

準備



※ 機能追加

カード読込→4情報を業務端末に表示→4情報を業務DBに取込

※ 改修に必要となる券面事項入力補助アプリのインターフェースは、地方公共団体情報システム機構において開示(具体的な開発計画及び秘密保持契約の締結が必要)。

利用



- ①' 預かったカードをICカードリーダー・ライター(R/W)にかざす。
- ②' カード表面を見て照合番号14桁を入力する。
(生年月日6桁+有効期限西暦部分4桁+セキュリティコード4桁)
- ③' 業務端末からカードに照会をかける。
- ④' 入力が正しければ、カードから4情報(テキストデータ)が返され、業務端末に表示される。
- ⑤' 返された4情報を業務サーバに取り込む。

メリット

4情報(氏名、住所、生年月日、性別)の確実な入力が可能

顧客・申請者の入力負担を軽減するために～「券面事項入力補助アプリ」の利用方法(その③-1)

主な利用主体・場面

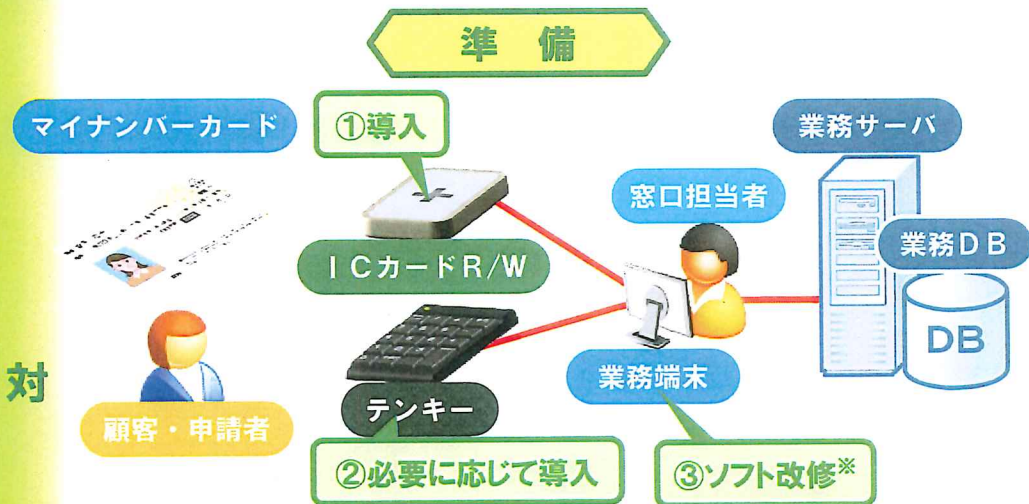
◆ 顧客・申請者の新規登録の場面で

- 民間事業者が、新たに顧客から申込を受ける場面で
- 行政機関が、行政手続の申請を受ける場面で

※ いずれも、対面・非対面(オンライン)を問わず利用可能

準備・利用の手順

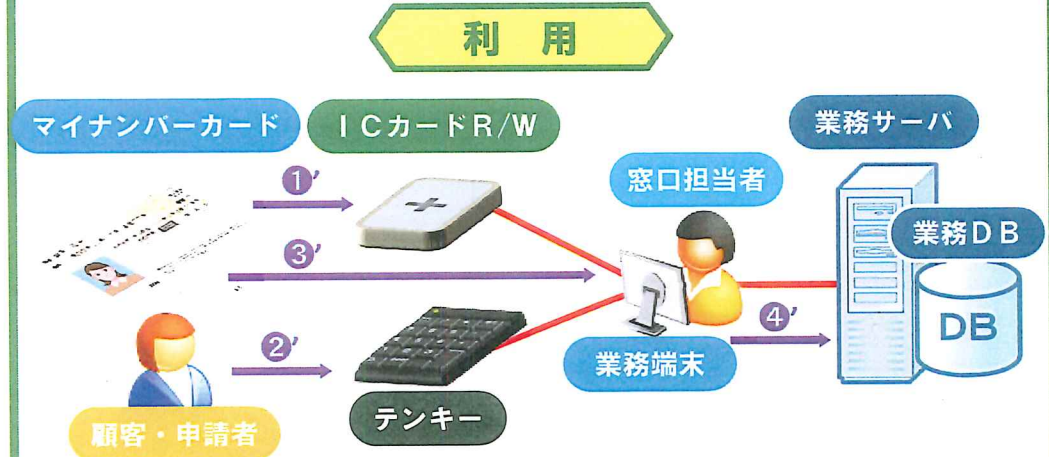
準備



対
面

- ※ 機能追加
カード読込→マイナンバーを業務端末に表示→マイナンバーを業務DBに取込
- ※ 改修に必要な券面事項入力補助アプリのインターフェースは、地方公共団体情報システム機構において開示(具体的な開発計画及び秘密保持契約の締結が必要)。

利用



- 1' 顧客・申請者に、カードをICカードR/Wにおいていただく。
- 2' 顧客・申請者に、暗証番号(4ケタ)を入力いただく。
- 3' カードから、マイナンバー+4情報が取得され、業務端末に表示される。
- 4' 取得されたマイナンバー+4情報を業務サーバに取り込む。

メリット マイナンバー+4情報の正確な入力が可能に

メリット マイナンバー+4情報の入力負担を軽減できる(顧客・申請者、事業者ともに)

(注)この利用方法は、マイナンバーの利用ができる者に限り、行うことができる。

顧客・申請者の入力負担を軽減するために～「券面事項入力補助アプリ」の利用方法(その③-2)

主な利用主体・場面

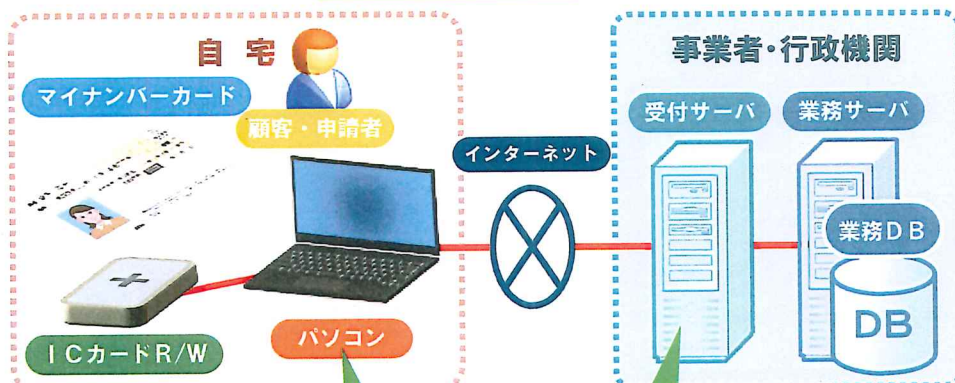
◆ 顧客・申請者の新規登録の場面で

- 民間事業者が、新たに顧客から申込を受ける場面で
- 行政機関が、行政手続の申請を受ける場面で

※ いずれも、対面・非対面(オンライン)を問わず利用可能

準備・利用の手順

準備

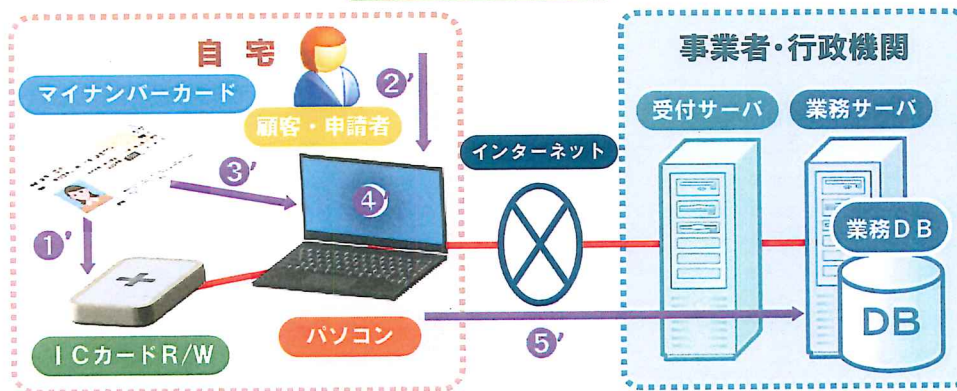


利用者が電子申請ソフトをインストール又は事業者がHP上の申請画面の改修※ (注)民間事業者・行政機関ごとに必要。

※ 機能追加: カード読込 → パソコンに表示された申請書の様式に自動でマイナンバー+4情報を取込

※ 改修に必要な券面事項入力補助アプリのインターフェースは、地方公共団体情報システム機構において開示(具体的な開発計画及び守秘義務契約の締結が必要)。

利用



- ① 顧客・申請者が、カードをICカードR/Wにかざす。
- ② 顧客・申請者が、暗証番号(4ケタ)を入力する。
- ③ カードから、マイナンバー+4情報が取得され、パソコンに表示される。
- ④ 取得したマイナンバー+4情報がパソコンに表示される申請書に取り込まれる。
- ⑤ パソコンから送信された申請書を業務サーバに取り込む。

メリット

マイナンバー+4情報の正確な入力が可能に

メリット

マイナンバー+4情報の入力の負担を軽減できる(顧客・申請者、事業者ともに)

(注)この利用方法は、マイナンバーの利用ができる者に限り、行うことができる。

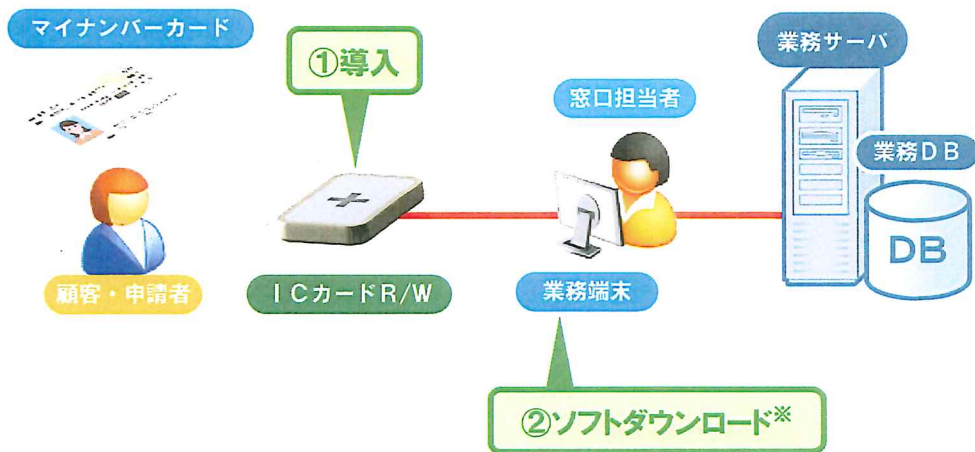
番号確認・本人確認を確実にを行うために～「券面事項確認アプリ」の利用方法

主な利用主体・場面

- ◆ 法令等で義務付けされた本人確認の場面で
 - 個人番号利用事務・関係事務実施者など
- ◆ その他の場面でも、自由に本人確認書類として利用可能
 - 対面(券面確認)の場面において、補助的に利用

準備・利用の手順

準備



※ 券面事項確認表示ソフトウェア
(機構のHPからダウンロード可能とする予定)

利用



- ① 顧客・申請者に、カードをICカードR/Wにおいていただく。
- ② 窓口担当者が、券面を見て照合番号を入力。(注)
 - 照合番号<
 - A マイナンバーを利用できる者: マイナンバー12桁
 - B マイナンバーを利用できない者: 14桁
(生年月日6桁+有効期限西暦部分4桁+セキュリティコード4桁)
- ③ 業務端末からカードに照会をかける。
- ④ カードから券面情報が返され、業務端末に表示される。
 - 照合番号<
 - A 表面と裏面の券面情報
 - B 表面の券面情報のみ

メリット カード券面の真正性の確認が可能に

メリット 確認したカード券面情報を印刷やデータで保存し、証拠を容易に残すことが可能に

(注) マイナンバーカードには、マイナンバーの入ったQRコードが記載されており、バーコードリーダーにより読み込むソフト改修を行えば、さらに省力化が可能。

民間事業者の皆様

～マイナンバーカード利活用に関する問い合わせ等はこちら～

総務省

マイナンバーカード民間事業者利活用相談担当
(総務省自治行政局住民制度課)

E-mail: mykey-cardrikatsuyou@soumu.go.jp

電話 : 03-5253-5517

ウェブサイト: http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/cardrikatsuyou.html

※公的個人認証サービス・ICチップ空き領域共通です。

地方公共団体情報システム機構(J-LIS)

公的個人認証サービス署名検証者担当

(地方公共団体情報システム機構個人番号センター公的個人認証部)

お問合せ: https://www.j-lis.go.jp/j-lis_corner/contact/form.xhtml

お問合せ先で「公的個人認証部」を選択の上、お問合せください。

ウェブサイト: https://www.j-lis.go.jp/jpki/cms_18.html

ICチップ空き領域カードAP搭載者担当

(地方公共団体情報システム機構研究開発部)

E-mail: icss01@j-lis.go.jp

電話 : 03-5214-8002

ウェブサイト: https://www.j-lis.go.jp/rdd/card/bango-ap/cms_bangoap.html